

經營系專門職大学院認証評価

点 検 ・ 評 価 報 告 書

經營系專門職大学院名称 : 兵 庫 県 立 大 学 大 学 院

会 計 研 究 科 会 計 專 門 職 專 攻

目 次

序 章	1
本 章	3
1 使命・目的・戦略	3
項目 1：目的の適切性	3
項目 2：目的の周知	4
項目 3：目的の実現に向けた戦略	6
【1 使命・目的・戦略の点検・評価】	9
2 教育の内容・方法、成果等	10
(1) 教育課程等	10
項目 4：学位授与方針	10
項目 5：教育課程の編成	10
項目 6：単位の認定、課程の修了等	15
(2) 教育方法等	21
項目 7：履修指導、学習相談	21
項目 8：授業の方法等	23
項目 9：授業計画、シラバス	25
項目 10：成績評価	26
項目 11：改善のための組織的な研修等	28
(3) 成果等	32
項目 12：修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用	32
【2 教育の内容・方法、成果等の点検・評価】	34
3 教員・教員組織	36
項目 13：専任教員数、構成等	36
項目 14：教員の募集・任免・昇格	40
項目 15：専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価	44
【3 教員・教員組織の点検・評価】	46
4 学生の受け入れ	48
項目 16：学生の受け入れ方針、定員管理	48
項目 17：入学者選抜の実施体制・検証方法	52
【4 学生の受け入れの点検・評価】	53
5 学生支援	54
項目 18：学生支援	54
【5 学生支援の点検・評価】	60
6 教育研究環境	61
項目 19：施設・設備、人的支援体制の整備	61
項目 20：図書資料等の整備	65
【6 教育研究環境の点検・評価】	67
7 管理運営	68
項目 21：管理運営体制の整備、関係組織等との連携	68
項目 22：事務組織	72
【7 管理運営の点検・評価】	74
8 点検・評価、情報公開	75
項目 23：自己点検・評価	75
項目 24：情報公開	81
【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】	84
終 章	85

序 章

(1) 兵庫県立大学大学院会計研究科会計専門職専攻の設置の経緯及び目的、特色について

兵庫県立大学（以下「本学」という）に、会計専門職大学院を設置した背景には、監査証明業務を中心とする公認会計士の養成はもちろんであるが、会計専門職業人に対して社会からより広範な期待が寄せられていることがある。たとえば、企業を中心とする民間部門や公的部門などにおける専門的な実務の担い手として高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人の養成がそれである。なぜなら、現代社会において会計は社会的構造基盤（ファンダメンタルズ）のひとつと位置づけることができ、民間部門においても、公的部門などにおいても、組織は説明責任（アカウンタビリティ）を果たすために会計システムを設計し、運用しなければならず、その機能を支えるために高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人が不足しているからである。しかも、このような会計専門職業人には「様々な問題に対する専門知識や能力、情報技術（IT）への対応力、論理的かつ倫理的な判断力などが要求され、このような総合的な力を備えた専門人材を養成するためには、従来の大学学部中心の教育では不十分であり、より高度かつ専門性の高い教育機関での教育が必要である」（会計分野の専門職大学院に関する検討会「会計分野の専門職大学院の教育課程等について」（平成16年4月30日））からである。

これらのことから、これまでも少なからぬ数の公認会計士などの高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人を育成してきた神戸商科大学および本学における実績、ならびに、上記の会計専門職業人養成への社会の期待に鑑みて、会計専門職大学院を設置し、経済社会において重要な役割を担うことが求められている会計専門職業人の育成に一層積極的に取り組むことは、社会的にも大きな貢献を果たすことになるものと考えられる。

以上を踏まえて、平成19年4月、本学において最初の専門職学位課程として大学院会計研究科会計専門職専攻（以下「本専攻」という）が設置されるに至ったのである。

(2) これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取組み

本学は、神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学の3つの県立大学を新しい理念のもとに統合し、平成16年4月に設置された。そして、開学当初から本学の目指す大学像の実現に向けて中期計画（計画期間：3年間）を策定し、この中期計画の着実な推進を図り、本学の教育、研究、社会貢献活動等の質の向上に資するとともに、大学運営の状況を明らかにし、社会への説明責任を果たすため、中期計画の進捗状況について自己点検・評価を実施してきた。さらに、本学の業務の実績について評価を行い、業務運営の改善・充実およびその計画的な運営に資するため、設置者（兵庫県）において兵庫県立大学評価委員会を設置し、定期的な評価を行ってきた。

なお、平成25年4月に公立大学法人に移行したことを契機に、地方独立行政法人法の規定により、計画期間を6年間とする中期計画を策定するようになり、また評価機関の名称も兵庫県公立大学法人評価委員会に変わったが、自己点検・評価に関しては、本学と設置者との関係に大きな変更はない。

また、本学は、学校教育法第109条第2項の規定により、平成21年度に機関別認証評価（認証評価機関：（独）大学評価・学位授与機構）を受審し、「兵庫県立大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との結果であった。

本専攻は、大学を構成する部局のひとつとして、このような自己点検・評価および機関別認証

評価に取り組んできた。

他方、本専攻独自の取り組みとしては、平成21年3月に最初の修了生を送り出したことを契機に、平成19年度および20年度の活動について自己点検・評価に取り組んだ。その評価基準は、(財)大学基準協会の経営系専門職大学院基準を参考にしている。本専攻は、この自己点検・評価を継続している。

さらに、平成22年度において、学校教育法第109条第3項の規定により、(財)大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を受審した。その結果は、「貴大学大学院会計研究科会計専門職専攻(経営系専門職大学院)は、本協会の経営系専門職大学院基準に適合していると認定する。」というものであった。また、総評では、「教育目的の達成および特徴の伸張のため、鋭意検討を行うことが望まれる諸点として指摘されるものの、貴専攻は、会計分野の専門職大学院として、全体的に適切な運営がなされ、かつ、優れた取り組みも見られることから、総じて高く評価するところである。」というコメントをいただいた。

そして、本専攻は、平成27年度に(公財)大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を再び受審することとなった。本専攻では、このたびの受審を、本専攻の現状を客観的に把握し、その目的を達成するために必要な改善につなげることのできる好機と捉えている。そのため、自己評価委員会を中心に、研究科長をはじめ全専任教員で取り組むことにした。また、これまでと同様、その結果をホームページに公表することを予定している。社会的評価を受けることで、独自に取り組んでいる自己点検・評価を見直し、本専攻の一層の充実につなげたいと考えている。

本章

1 使命・目的・戦略

項目1：目的の適切性

経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）とは、優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成である。

各経営系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、それを設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を定めることが必要である。また、固有の目的には、各経営系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。

<評価の視点>

1-1：経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定すること。〔F群〕

1-2：固有の目的は、専門職学位課程の目的に適ったものであること。（「専門職」第2条第1項）〔L群〕

1-3：固有の目的には、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

1-1：固有の目的の設定

本専攻は、「会計研究科規程」第2条において、教育目的を次のように明らかにしている。

（研究科における教育研究上の目的）

第2条 本研究科は、監査証明業務等の担い手として、また、民間部門や公的部門などにおける専門的な実務の担い手として、高い資質・職業倫理・専門的能力に加えて、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力など高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人の育成を目的とする。

ここで、「高い資質・職業倫理・専門的能力に加えて、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力など高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人の育成」とは、端的にいえば、「社会環境の変化に対応できる会計専門職業人を育成すること」である。現在、社会のあらゆる領域でこれまで経験したことのない変化が生じており、会計の世界においてもIFRSの任意適用企業の増加、職業倫理の重視など大きく変わろうとしている。本専攻は、単に多くの会計専門職業人を輩出することにとどまらず、社会環境の変化に適応しリーダーシップを発揮できるような人材を社会に送り出すことを目標にしている。

1-2：固有の目的の適合性

上記の目的は、学校教育法および専門職大学院設置基準との関係で本専攻の目的を見れば、会計分野の専門職大学院であることを具体的に示していることは明らかであるから、本専攻の目的は、専門職学位課程の目的に適ったものである。

学校教育法

第99条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求め

	られる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。
専門職大学院設置基準 (文部科学省令)	第2条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

1-3：固有の目的の特色

経営系専門職大学院という括りからすると、本専攻は会計分野に絞った専門職大学院という位置づけになる。そして、本専攻が育成しようとする「会計専門職業人」とは、具体的には次のものである。

- ①監査証明業務および保証業務などの担い手としての会計専門職業人
- ②企業を中心とする民間部門における専門的な実務の担い手としての会計専門職業人
- ③公的部門などにおける専門的な実務の担い手としての会計専門職業人

本専攻では、これを「人材育成のターゲット」と呼んでいる。そして、その特色は必ずしも公認会計士の養成に限定することなく、社会の幅広いニーズに応えようとしている点にある。本専攻を含む、会計専門職大学院設置の契機は、公認会計士試験の見直しにあった経緯から、また社会的関心の高さから、教育成果として公認会計士試験の結果のみに注目が集まる傾向にあることもやむを得ないと思われるが、金融審議会公認会計士制度部会専門的教育課程についてのワーキングチーム「専門職大学院における会計教育と公認会計士試験制度との連携について」（平成15年11月17日）において、次のように述べられていた。

「特に今般の公認会計士試験制度の見直しにおいては、社会人を含む多様な人材がより多く受験することを期待していることから、『会計分野に関する専門職大学院』が公認会計士試験を受験しようとするそれらの人材にとって魅力のあるものとなるとともに、修了者が必ずしも公認会計士になる者だけでないことにかんがみ、国際水準の高度で実践的な教育を行い、社会経済の各分野で指導的な役割を果たし、国際的にも活躍できる人材を養成することが期待される。」

本専攻は当初から受験予備校的な存在とは一線を画しており、本専攻が目指す会計専門職業人の養成は、現代社会が必要とする人材を養成するとともに、それを通じて健全な経済社会の発展に寄与することを目的としている。そのため、特に現代の会計専門職業人に求められる倫理観を身につけ、かつ、それを実務に適用し実践できる能力を開発することが、本専攻の使命であり、社会のニーズに応える点で重要であると考えている。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（5頁 履修の手引）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（36頁 兵庫県立大学大学院学則）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（54頁 会計研究科規程）

項目2：目的の周知

各経営系専門職大学院は、学則等に定められた固有の目的をホームページや大学案内等を通じて社会一般に広く明らかにするとともに、教職員・学生等の学内の構成員に対して周知を図ることが必要である。

<評価の視点>

1-4：ホームページや大学案内等を通じ、固有の目的を社会一般に広く明らかにすること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群、L群〕

1-5：教職員・学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図ること。〔F群〕

1-6：固有の目的を学則等に定めていること。（「大学院」第1条の2）〔L群〕

<現状の説明>

1-4：固有の目的の社会的周知

本専攻の目的および人材育成のターゲットは、本専攻のパンフレット、ホームページ、学生募集要項、本学のパンフレットおよびホームページ等に掲載することによって、社会一般に広く明らかにしている。

1-5：固有の目的の教職員・学生への周知

本専攻の専任教員および本専攻を担当する学務課（教務担当）の職員は、本専攻の目的および社会に対する約束といえる「研究科の設置の趣旨等を記載した書類」の考え方を理解した上で教育研究および管理運営に従事している。また、兼任教員および兼任教員については、就任依頼時に、本専攻の目的のほか、専門職大学院が従来の大学院とは異なることや、どのような学生が教育の対象になるのかを説明している。

他方、学生に対しては、新生オリエンテーションにおいて、「講義要目」に基づいて会計研究科の使命を説明している。その後も教務に関わる説明を行うときには、頻繁に言及している。しかし、入学後に周知したのではミスマッチは避けられない。そこで、学生受け入れの段階から周知する必要がある。入学試験の受験者が本専攻を理解するために最も利用しているのはホームページであることが、進学説明会の参加者に対するアンケートの結果から判明している（評価の視点8-7参照）。したがって、ホームページに記載するとともに、進学説明会でも必ず言及している。その結果、受験者が提出した志望理由書を読んでも、相当程度理解されているものとする。

1-6：固有の目的の明文化

本専攻は、前述のように、「会計研究科規程」第2条において、教育目的を定めているが、本学の諸規程と照らし合わせれば、「兵庫県立大学学則」「兵庫県立大学大学院学則」との間で整合性があることがわかる。

兵庫県立大学学則	第1条 兵庫県立大学は、学術の中心として、豊かな教養をはぐくむとともに、深く専門の学芸を教育研究し、地域社会や国際社会の発展に寄与し得る創造力を持つ人間性豊かな人材の育成に努めるとともに、学術的な新知見を国内外に発信して地域の活性化と我が国の発展、ひいては世界人類の幸せに貢献することを目的とする。
兵庫県立大学大学院学則	第1条 兵庫県立大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、文化の発展に寄与することを目的とする。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（29頁 兵庫県立大学学則）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（35頁 兵庫県立大学大学院学則）
- ・添付資料 1-2：「会計研究科学生募集要項（平成27年度入試）」
- ・添付資料 1-3：「会計研究科パンフレット（平成26年度）」
- ・添付資料 1-4：「会計研究科の紹介 兵庫県立大学パンフレット（平成26年度）（39頁抜粋）」
- ・添付資料 1-5：「研究科の設置の趣旨等を記載した書類」
- ・添付資料 1-6：「新入生オリエンテーション（教務関係）配布資料等」
- ・添付資料 8-6：「会計研究科の広報活動に関するアンケート（様式）」
- ・「会計研究科の概要 本専攻のホームページ」

<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/outline.html>

- ・「大学院の教育研究上の目的 本学のホームページ」

<http://www.u-hyogo.ac.jp/outline/purpose/graduate/index.html>

項目3：目的の実現に向けた戦略

各経営系専門職大学院は、その固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する独自の資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成することが必要である。また、作成した戦略は、固有の目的の実現に向けて、できる限り速やかに実行することが望ましい。

<評価の視点>

1-7：固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成すること。〔F群〕

1-8：固有の目的の実現に向けて作成した戦略を実行しているか。〔A群〕

<現状の説明>

1-7：固有の目的の実現に向けた戦略の作成

本学では、地方独立行政法人法第25条の規定により、設立団体の長である兵庫県知事が定めた中期目標（公立大学法人の中期目標期間は6年）に基づき、同法第26条の規定により、公立大学法人となった兵庫県立大学が作成し、兵庫県知事の認可を得た計画（中期計画）を有している。この計画は、本学において資源配分を左右する指針となるものであり、経常的経費とは別に特色化戦略推進費が計上される。なお、上述のように、中期目標および中期計画の作成は、法律に基づいて行われており、学内に限れば、理事会で議決する事項である。

現在の計画は、「兵庫県立大学特色化プログラム（平成24年4月～平成31年3月）」であり、平成24年4月に公立大学法人へ移行したと同時に作成された。その中で「Ⅱ教育研究等の質の向上に関する目標を達成ためにとるべき措置」「1教育に関する措置」「(3)地域のニーズに応える専門家の育成」の一環として、「①高度専門職業人の育成」が掲げられている。

そして、本専攻は、具体的なアクションプランとして、「会計国際化プログラムの開設」を目標とした特色化戦略を有している。何故このような戦略をとっているのかを明らかにするには、ここに至る経緯を説明しなければならない。

本専攻と本学の中期計画との関係を述べると、本専攻の設置は、「第1期中期計画（平成16年度～平成18年度）」により実現した。この計画の中で、「大学院における社会的・国際的に通用

する高度職業人養成に対する期待に応えるため、職業分野の特性に応じた柔軟で実践的な教育を可能とする『専門職大学院』の設置を検討する」と述べられている。この方針は引き続き堅持され、平成19年4月に本専攻が、平成21年4月に緑環境景観マネジメント研究科緑環境景観マネジメント専攻が、平成22年4月に経営研究科経営専門職専攻が設置された。

次の「第2期中期計画（平成19年度～平成21年度）」においては、「社会的・国際的に通用する高度専門職業人育成に対する期待に応えるため、平成19年度に設置する会計研究科（専門職大学院）の充実を図り、高い専門的能力と職業倫理に加え、国際的視野を有した会計専門職業人を育成する」ことを明記している。また、本専攻の部局ビジョン（将来構想）として、「より高い資質・職業倫理・専門的能力に加えて、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力などの能力を有している高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人を育成しなければならない。そのため、独自の教材や教育法の開発、教員の資質の維持向上、設備を含む教育環境の整備、専門職諸団体・企業・官庁とのネットワークの構築などを進める必要がある。このような専門職大学院での経験を他部局にも還元し、他部局と連携することで、相乗効果が期待できるとともに、高度な理論と実践を融合して、環境変化に適応できる人材を育成する総合的教育体制が実現できるだろう。このように充実した教育を行うことにより、社会から「魅力ある大学」と評価されるだろう」としている。そして、重点目標として、①教育の充実、②教員の資質の維持向上、③教育環境の整備、④積極的な情報公開、⑤他部局との連携、を掲げている。

次の「第3期中期計画（平成22年度～24年度）」は、第2期中期計画を引き継いだもので、「経営学部と大学院の5年一貫教育等による高度専門職業人の育成」を掲げている。なお、この計画では本専攻の部局ビジョン（将来構想）についてページが割かれていないが、これは部局ビジョン（将来構想）が存在しないのではなく、単に計画書に掲載されなくなったためである。本専攻の重点目標も、第2期計画と変わらない。

このような経緯の中で、本専攻は、「兵庫県立大学特色化プログラム（平成24年4月～平成31年3月）」において、「会計国際化プログラムの開設」を目標として掲げたのであるが、これには分野別認証評価前回受審時に、「教育目的として『国際的視野』を掲げていることから、国際的動向を取り上げる科目の増設または各科目における国際的動向に関する内容の充実をより一層図るとともに、海外の大学との連携等、国際化に関する取組みについて、具体的なプログラムの策定を検討することが望まれる。」という指摘があったことも関わっている（評価の視点8-3参照）。

本専攻は、善後策として平成23年度に、「会計国際化プログラム」として「英文会計」「IFRS会計」「IT監査」「経営情報システム」の4科目の新設を決定した。そして、「IFRS会計」については、既に入學している学生にも学習の機会を保障するため、先行的に「IFRS演習」という科目名のもと学習支援科目（ゼロ単位科目）として開講していたが、平成25年度から4科目すべてを正規科目として開講している（評価の視点8-4参照）。

現在の特色化戦略は、これまで進めてきた「会計国際化プログラム」の完成形といえるもので、平成27年度に米国CPA資格取得を視野に入れた科目の新設を目指すものである。上述の4科目の新設の場合は、3科目を非常勤講師で対応したため、既存の予算の中で賅ったが、さらなる科目の新設には専任教員の増員も必要となってくる。

1-8：固有の目的の実現に向けて作成した戦略の実行

「会計国際化プログラムの開設」を目指して、平成25年度に専任教員2名が米国に出張し、ワ

シントン州公認会計士連合会、カリフォルニア州試験委員会等を訪問し、米国CPA試験制度の運用に関する情報収集を行った。それに加えて、ワシントン大学、エバークグリーン州立大学（ワシントン州は日本で実務経験があれば米国CPA登録が可能）、カリフォルニアのサンノゼ州立大学（日本からの短期留学プログラムを有する）等を訪問して、大学間連携および留学プログラムについて情報収集を行った。平成26年度も引き続き情報収集を行い、米国企業が作成する財務報告やその前提となる諸制度に関わる授業内容を検討している。

また、「第3期中期計画（平成22年度～24年度）」において重点目標として掲げた、①教育の充実、②教員の資質の維持向上、③教育環境の整備、④積極的な情報公開、⑤他部局との連携、も引き続き重要であるので、簡単に説明しておく。

①教育の充実については、すでに説明したとおりである（評価の視点1-7参照）。

②教員の資質の維持向上については、研究科長を長とし、全専任教員によって構成されるFD委員会を中心に、FDの実質化を図っている。それは、本専攻がその目的をよりよく達成できるための取組みである。このような考えのもとで、大学本部の指示を待たずに、自主的に学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定してきた。また、教育の充実のため、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応して新規科目の配置を進めてきたことも、FD活動の一環として教育課程の見直しを行った成果といえる（評価の視点2-28参照）。

③教育環境の整備については、現在、学生1人1人にPC1台を貸与できるようになった（評価の視点6-4参照）。また、会計・経営研究資料室を設け、テキスト、専門雑誌、参考書などの整備を進めている（評価の視点6-9参照）。

④積極的な情報公開については、現在、入試広報が最重要課題である。情報利用者のニーズに応えて公開情報の充実を図るため、進学説明会の参加者に対してアンケートを実施し、それに基づいて、過年度の入学者の内訳の公開（平成23年度）、キャリアプラン別履修モデルの公開（平成25年度）を新規に行ってきた（評価の視点8-7参照）。

⑤他部局との連携については、本専攻は、経営学部、大学院経営学研究科博士後期課程、大学院経営研究科経営専門職専攻と連携する関係にある。本専攻および大学院経営研究科経営専門職専攻は、経営学部と連携した専門一貫教育の実現を目指している。また、本専攻と大学院経営研究科経営専門職専攻は、育成する人材は異なるが、いずれも高度で専門的な職業能力を有する専門職業人の育成を目的としており、一部の授業科目は関連性がある。そのため、本専攻の専任教員が、経営学部、大学院経営学研究科博士後期課程、大学院経営研究科経営専門職専攻の教育の一部を担うと同時に、本専攻の授業科目の一部で経営学部、大学院経営研究科経営専門職専攻の専任教員の応援を求めており、相互に人事交流を行うなど、連携を深める体制となっている（評価の視点7-6参照）。

<根拠資料>

- ・添付資料1-7：「兵庫県立大学第1期中期計画（平成16年度～平成18年度）（抜粋）」
- ・添付資料1-8：「兵庫県立大学第2期中期計画（平成19年度～平成21年度）（抜粋）」
- ・添付資料1-9：「兵庫県立大学第3期中期計画（平成22年度～平成24年度）（抜粋）」
- ・添付資料1-10：「兵庫県立大学特色化プログラム（平成24年4月～平成31年3月）」および平成25年度年度計画、平成26年度年度計画（抜粋）」

- ・添付資料 1-11：「会計国際化プログラムの開設（特色化戦略推進費執行管理票）」
- ・「兵庫県立大学中期目標・中期計画」

<http://www.u-hyogo.ac.jp/outline/houjin/middle.html>

【1 使命・目的・戦略の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

過年度、大学間協定を締結していた中国の暨南大学から留学生を受け入れていたが、平成26年10月に、天津理工大学外国語学院および国際工商学院と本専攻との間で、学術交流に関する協定を締結した。また、同年12月に、天津外国語大学求索荣誉学院、国際商学院国際会計学科および日本語学院国際ビジネス学科と、同様の協定を締結した。これを契機として、国際化戦略の一環として、海外で活躍する会計専門職業人の育成を一層進めようと考えている。

（2）改善のためのプラン

これらの協定に基づき平成27年度に留学生を受け入れることになっているが、この協定は、当初は部局間協定としてスタートし、実績を積んだ上で、大学間協定に発展させることを目指している。交流の内容としては、学生、教員の相互訪問、情報や資料の交換、共同研究や発表の推進である。特に教育については、提携校の意向を尊重しながら、事業を具体化する予定である。

2 教育の内容・方法、成果等

(1) 教育課程等

項目4：学位授与方針

各経営系専門職大学院は、固有の目的に則して、学習成果を明らかにするため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を立てることが必要である。

<評価の視点>

2-1：学位授与方針は明文化され、学生に周知されていること。〔F群〕

<現状の説明>

2-1：学位授与方針の明文化と学生への周知

本専攻は、次のように学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。前述のように、本専攻は、高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人の育成とは、「社会環境の変化に対応できる会計専門職業人を育成すること」を意味すると考えている（評価の視点 1-1 参照）。というのは、現在、会計を含む、あらゆる領域で不連続的な変化が生じており、そうになると、学生は現在の理論・制度・技能を学ぶのであるが、それが必ずしも固定的でないとすると、それを鵜呑みにするのではなく相対化し、論理の筋道を理解するという複眼思考が重要である、と考えているからである。

会計研究科は、会計専門職業人に必要とされる、専門知識や技能に加えて、職業倫理に根ざした健全な判断力を身に付けており、また、将来にわたり広く社会のニーズに応えることができる理解力と応用力を備えた者に、会計修士（専門職）の学位を授与します。

そして、この学位授与方針を本専攻のパンフレットやホームページに掲載することによって、広く周知している。また、入学後にも、新入生オリエンテーションにおいて、「講義要目」に基づき、本専攻の目的との関係で学位授与方針を説明している。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（6頁 履修の手引）
- ・添付資料 1-3：「会計研究科パンフレット（平成26年度）」
- ・添付資料 1-6：「新入生オリエンテーション（教務関係）配布資料等」
- ・「会計研究科の概要 本専攻のホームページ」

<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/outline.html>

項目5：教育課程の編成

各経営系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。

教育課程の編成にあたっては、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）を果たすためにも、学位授与方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を立てることが必要である。また、その方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、社会からの要請に応え、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成に配慮することが求められる。さらに、それぞれの固有の目的を実現するために必要な科目を経営系各分野に

じて、系統的・段階的に履修できるようバランスよく配置することが必要である。そのうえで、特色の伸長のために創意工夫を図ることが望ましい。

<評価の視点>

2-2：理論と実務の架橋教育である点に留意した教育課程の編成・実施方針を立て、次に掲げる事項を踏まえた体系的な編成になっていること。（「専門職」第6条）〔F群、L群〕

（1）経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命である、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識（戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など）、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成されていること。

（2）経営系各分野の人材養成の基盤となる科目、周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目、先端知識を学ぶ科目等が適切に配置されていること。

（3）学生による履修が系統的・段階的に行われるよう適切に配慮されていること。

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。〔F群〕

2-4：固有の目的に即して、どのような特色ある科目を配置しているか。〔A群〕

<現状の説明>

2-2：教育課程の編成・実施方針に基づく体系的編成

本専攻は、固有の目的を達成するため、次のように教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。

会計研究科は、会計専門職業人として必要とされる、より高い資質・職業倫理・専門的能力に加えて、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力などの能力を修得するために必要な授業科目によってカリキュラムを編成します。カリキュラムを構成する授業科目は、会計科目を中心にそれ以外の科目についても、バランスよく開講します。また、その性格から、「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」に分けられ、基本科目、発展科目、応用・実践科目と段階的学習を可能にします。

本専攻が開講する科目は、「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「企業法関係」「租税法関係」「公会計関係」「経済関係」「民法関係」「統計・情報関係」「経営・ビジネス関係」の各領域に分けられ、また、その性格から、「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」に大別される。

基本科目：原理的・理論的な性格が強く、会計専門職業人に必要とされる基礎的知識を提供する授業科目です。したがって、単位の認定にあたっては、基礎的知識の修得が図られていることを到達目標とします。

発展科目：会計専門職業人に必要な高度な専門的知識や技能を提供する授業科目です。したがって、単位の認定にあたっては、基本科目と比べてより高度な専門的知識や技能の修得が図られていることを到達目標とします。

応用・実践科目：会計専門職業人に求められる最先端の専門的知識や技能を提供するために実践的な教育を行う授業科目であり、本研究科の教育の柱となる領域にケーススタディ科目として配置されています。したがって、単位の認定にあたっては、最先端の専門的知識や技能の修得が図られていることを到達目標とします。

カリキュラム体系

	基本科目	発展科目	応用・実践科目
財務会計	簿記Ⅰ(2単位) 財務会計(2単位)	簿記Ⅱ(2単位) 会計基準Ⅰ(2単位) 会計基準Ⅱ(2単位) 会計基準Ⅲ(2単位) 会計制度・ディスクロージャー (2単位) 国際会計(2単位) 英文会計(2単位) IFRS会計(2単位) 財務会計特論(2単位)	財務会計ケーススタディ (2単位)
管理会計	原価計算Ⅰ(2単位) 管理会計Ⅰ(2単位)	原価計算Ⅱ(2単位) 管理会計Ⅱ(2単位) 経営分析(2単位) 管理会計特論(2単位)	管理会計ケーススタディ (2単位)
監査	監査概論(2単位) 会計職業倫理(2単位)	監査基準(2単位) 内部監査・内部統制(2単位) IT監査(2単位) 監査特論(2単位)	監査ケーススタディ (2単位)
企業法	企業法概論(2単位)	会社法Ⅰ(2単位) 会社法Ⅱ(2単位)	
租税法	租税法Ⅰ(2単位)	租税法Ⅱ(2単位) 所得税法(2単位) 法人税法(2単位) 租税法特論(2単位)	租税法ケーススタディ (2単位)
公会計	公会計概論(2単位)	政府会計(2単位) 公営企業会計(2単位) 非営利組織会計(2単位) 財政学(2単位) 行政法(2単位) ニュー・パブリック・マネジメント (2単位) 公会計特論(2単位)	公会計ケーススタディ (2単位)
経済		ミクロ経済学(2単位) マクロ経済学(2単位)	
民法		民法Ⅰ(2単位) 民法Ⅱ(2単位)	
統計・情報		統計学(2単位) 経営統計(2単位)	
経営・ ビジネス	経営学概論(2単位)	経営戦略(2単位) 経営組織(2単位) 経営情報システム(2単位) 生産マネジメント(2単位) 人的資源マネジメント(2単位) マーケティング(2単位) 財務マネジメント(2単位) ビジネス・モデル(2単位) ビジネス特論(2単位)	ビジネス・ケーススタディ (2単位)
演習	基礎演習(4単位)		研究演習(4単位)

(1) 人材養成との関連性

その特徴は、第1に、実務に必要な専門的な知識はもちろん、それに加えて、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を育成する観点から科目を配置していることである。

グローバル人材とは、国際的視野のもと、自分の考えを持った上で、異なる考え、意見を理解し、共通の目的の達成のために違いを縮める議論のできる人、であろう。ここで必要になるのは、自分の考えを持てるように専門性を高めること、そして、それを分かりやすく説明できることである。そこで、本専攻では、すべての授業科目において、学生が知識を単に暗記するのではなく、「なぜ」を理解することを重視している。なぜなら、真の意味で理解していなければ、確実な知識とはならず、その結果、記憶としても定着しないからである。言い換えれば、記憶力よりも思考力が重視されるということである。

加えて論理的思考力を身につけることを目的として、少人数で行う「基礎演習」および「研究演習」を設けている。「基礎演習」(1年次)では、コミュニケーション能力を養成するために、プレゼンテーション、質疑応答および討論を課す、双方向・多方向的な授業を行っている。「研究演習」(2年次)では、公認会計士・税理士、企業や公的部門などで活躍する会計専門職業人が、それぞれの分野においてリーダーシップを発揮するにあたって必要な課題探求能力やディベート能力などを身につけるために研究レポートの作成指導を行っている。その過程で密度の濃い議論を行うようにしている。また、研究志向の強い学生に対して、「基礎演習」と「研究演習」の2年間を通じて、修士論文の作成を指導している。

さらに、現代の会計専門職業人に求められる職業倫理観を身につけ、かつ、それらを実務に適用し、実践できる能力を開発するために、「会計職業倫理」を必修科目として配置するとともに、教育の柱となる領域に配置した「応用・実践科目」の中の「ケーススタディ科目」において職業倫理に関連する事例を取り上げている。

また、グローバル経営の進展、会計基準および監査基準の国際的統一化により、グローバルな視野が一層重要になっている。そのため、発展科目として「国際会計」「英文会計」「IFRS会計」を配置しているが、それだけでなく、あらゆる科目の中で国際的動向を取り上げるようにしている。

(2) 適切な科目配置

第2に、公認会計士試験の試験科目に掲げられている科目はもちろんのこと、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力を身につけるといった観点から重要な科目を、会計科目に加えて会計以外の科目についても、バランスよく開講していることである。

上述の領域のうち、人材育成のターゲットとの関係で教育の柱となる領域は、「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「租税法関係」「公会計関係」「経営・ビジネス関係」であるから、これらの領域には「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」のすべてにわたり、重点的に科目を配置している。「基本科目」は基礎知識を提供する科目、「発展科目」は基礎知識を展開発展させる科目、「応用・実践科目」は先端知識を学ぶ科目である。

なお、教育の柱になる6つの領域のうち、「財務会計関係」および「管理会計関係」は、いずれの領域の会計専門職業人を指す学生にとっても不可欠な領域である。他方、「監査関係」は、監査証明業務等の担い手を指す学生にとって、「租税法関係」および「経営・ビジネス関係」は、

民間部門における専門的な実務の担い手を目指す学生にとって、また「租税法関係」および「公会計関係」は、公的部門などにおける専門的な実務の担い手を目指す学生にとって、重要な領域である。

(3) 系統的・段階的履修

第3に、学生による履修が系統的・段階的に行われるようになってきていることである。本専攻のカリキュラムを構成する科目は、大まかにいうと、講義形式で授業を行う「基本科目」およびほとんどの「発展科目」が理論教育を担い、演習形式で授業を行う一部の「発展科目」および「応用・実践科目」が実務教育を担っている。そして、おおむね、「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」の順に履修するように指導しており、それによって、理論教育の到達点の上に実務教育を行うことを想定している。「応用・実践科目」のうち「ケーススタディ科目」は、第4 Semesterで開講しており、ここで理論教育と実務教育の架橋を図ることを意図している。

また、本専攻は、学生による履修の指針として、①公認会計士、②税理士、③企業（財務部門）における専門的な実務の担い手、④企業（管理部門）における専門的な実務の担い手、⑤公的部門における専門的な実務の担い手、⑥国税専門官、を想定した履修モデルを提示しているが、これもSemesterごとに示しており、系統的・段階的履修を可能にする一助となっている。

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等への対応

本専攻がこのような教育課程を編成するのは、社会からの要請、学生の多様なニーズ、学術の動向に基づいている。

本専攻を含む、会計専門職大学院は、金融審議会公認会計士制度部会専門的教育課程についてのワーキングチーム「専門職大学院における会計教育と公認会計士試験制度との連携について」（平成15年11月17日）の趣旨に沿って設置されている。これは、専門職業人を養成するのに、教育課程を整備することなく、単に試験によって選抜するだけでよいのか、という疑問に答えたものであった。近年、公認会計士試験の合格者数が安定しないことから、公認会計士を目指す学生の数が大きく変動するという事情もあるが、国際会計士連盟が国際教育基準を提示するなど、国際的な教育水準を高める努力を行っていることを考えると、専門職学位課程を通じた公認会計士の養成は、会計専門職大学院の重要な社会的使命であると考えられる。

一方、本専攻の修了者が必ずしも公認会計士になる者だけでないことも確かであるから、本専攻は、公認会計士以外にも多様な人材の育成を目指している。たとえば会計情報の信頼性を保証するためには、監査を受ける企業等の担当者のレベルを引き上げることが必要であるから、企業等への就職を希望する学生にも、公認会計士や税理士と比べて遜色のない水準が求められていると考えている。既述のように、本専攻は、学生の多様なニーズに応えるために、キャリアプラン別の履修モデルを提示したり、「ケーススタディ科目」において多様な受入先を確保して学外研修（インターンシップ）を実施したりしている。

さらに学術の動向については、各国の会計基準のIFRSへの収斂という形で会計基準のコンバージェンスが進んでいることは、学界の主要なトピックスのひとつであり、この傾向は多少の遅滞はあっても、不可逆的であると見られる。そして、IFRSの導入は、単に会計の技術的な側面にとどまらず、内部統制や情報システムの変更、従業員の教育研修の対応、ビジネス上の意思決定への影響など、企業経営全体に多面的な影響を与えることが予想されている。学界における最新の

研究成果を教育に反映させることは、専門職大学院の使命であり、強みであると考えられる。

2-4：特色ある科目の配置

本専攻は、さまざまな分野で活躍する会計専門職業人を育成することを目的としているが、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に関連して既述したように、共通していえることは、「社会環境の変化に対応できる会計専門職業人を育成すること」を重視しており、そのためには現在の理論・制度・技能を単に鵜呑みにするのではなく相対化し、論理の筋道を理解するという複眼思考が重要であると考えている（評価の視点 2-1 参照）。言い換えると、学生が会計専門職大学院で学ぶということは、単なる受験対策であってはならないと考えている。少なくとも受験対策に終始するなら、専門職大学院の存在意義はないであろう。

受験対策一辺倒の学習の特徴は、学習範囲の限定（要素どうしをばらばらのまま関連づけずに、出題される項目のみを教材の指示で選び出し、自分の判断を通さずに、後は切り捨てる）、代用主義（他人が作った暗記材料を代用する）、機械的暗記志向（暗記主義）、単純反復志向（物量主義）、過程の軽視傾向（結果主義）である（藤澤伸介『ごまかし勉強法（上・下）』新曜社、平成14年）。このような学習を続けていけば、教材に書かれていることを鵜呑みにするだけで自ら考える力がつかないし、無味乾燥で学習意欲が低下してしまう。しかし、受験対策が必要なことを頭から否定しても、学生には受け入れられないであろう。

したがって、思考過程を重視して意味を考えたり、学習の質を高める方法を工夫したりする機会を提供することが必要である。また、学生間の相互学習も効果的であろう。このことから本専攻では、演習科目として1年次に「基礎演習」を、2年次に「研究演習」および「ケーススタディ科目」を配置している。これらの科目は、後述するように、少人数で行われており（評価の視点 2-16 参照）、本専攻の特色のひとつである少人数教育の中心である。

基礎演習：論理的思考力を身につけ、また、大学院修了後の進路を視野に入れた履修設計やキャリアプランの指導を行うために、少人数クラスで運営する授業科目（修士論文の作成を希望する者に対する指導を含む。）です。

研究演習：会計専門職業人がリーダーシップを発揮するにあたって必要な課題探求能力やディベート能力などを身につけるため、および、修士論文の作成指導を行うため（修士論文の作成を希望する者のみ）の授業科目です。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（5頁、8頁 履修の手引）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（19頁～25頁 履修の指針）
- ・添付資料 2-4：「平成26年度学外研修（インターンシップ）実施状況」

項目6：単位の認定、課程の修了等

各経営系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置をとらなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学

位には、経営系各分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

<評価の視点>

- 2-5：授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮して、適切な単位が設定されていること。（「大学」第21条、第22条、第23条）〔L群〕
- 2-6：各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が年間又は各学期に履修登録できる単位数の上限が設定されていること。（「専門職」第12条）〔L群〕
- 2-7：学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や当該経営系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該経営系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に沿って、当該経営系専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われていること。（「専門職」第13条、第14条）〔L群〕
- 2-8：課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数が、法令上の規定に沿って適切に設定されていること。（「専門職」第2条第2項、第3条、第15条）〔L群〕
- 2-9：課程の修了認定の基準・方法が、学生に周知されていること。（「専門職」第10条第2項）
- 2-10：在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に沿って設定されていること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされていること。（「専門職」第16条）〔L群〕
- 2-11：在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法が、学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示されていること。また、明示された基準・方法は、公正かつ厳格に運用されていること。〔F群〕
- 2-12：授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に合致する適切な名称が付されていること。（「学位規則」第5条の2、第10条）〔F群、L群〕

<現状の説明>

2-5：適切な単位設定

本学では、「授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし」（「兵庫県立大学学則」第11条）、これを受けて、本専攻で開講される授業の時間について、「会計研究科規程」第3条第2項において、次のように定めている。なお、「応用・実践科目」のうち「ケーススタディ科目」においては、授業の一部で学外研修（インターンシップ）を実施しているが、その実情に応じて1科目が2単位になるようにしている。なお、2単位の講義科目については、週1回の授業を15回実施することを原則としている。

（授業科目及び単位数）

第3条 本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表第1のとおりとする。

2 授業科目の種別及び授業時間数等は次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準をもって1単位とする。

3 各年度の開講科目名、授業時間数は学年の始めに告示する。

2-6：履修登録できる単位数の上限設定

以上の前提のもとで、本専攻では、学生が「各学期において、履修科目の届出を行うことのできる単位数は原則として18単位以内と」している（「会計研究科規程」第4条第2項）。これは、学生がこの上限で履修したとしても、負担が過重にならないように配慮したものであると同時に、後述する修了要件の48単位を基準としても妥当である。

（履修科目の届出）

第4条 学生は、履修しようとする授業科目については、毎学年の所定の期日までに履修科目の届出をしなければならない。

2 各学期において、履修科目の届出を行うことのできる単位数は原則として18単位以内とする。

前段に定める単位数の計算は、通年科目にあつてはその単位数に2分の1を乗じて得た数を当該科目の単位数として行う。

3 学生は、履修科目の届出をした授業科目でなければ試験を受けることができない。

4 届出期限後の履修は原則として認められない。ただし、特別の理由があるときには当該科目担当教員の承認を得て教授会に変更を願い出ることができる。

5 開講科目、授業時間割等が中途変更された場合はその都度、履修科目の届出の変更を認める。

ただし、キャリアプランの関係から必要があるなどの場合には、1年間に履修することのできる単位数を36単位以内とし、22単位を限度として前期および後期の履修単位数を選択することができるものとしている。また、2年次に「研究演習」（4単位）を履修することを指導している関係から、再履修科目を履修する場合には、1年間に履修することのできる単位数を40単位以内とし、22単位を限度として前期および後期の履修単位数を選択することができるものとしている。

なお、1学期に18単位を超える履修を希望する学生は、指導教員（「基礎演習」または「研究演習」の担当教員）と協議し、その署名・捺印を受けた上で、18単位超過履修希望願を教務委員会に提出し、許可を受けるものとしている（「履修可能単位数に関する申し合わせ事項」）。

2-7：他大学院修得単位および入学前の既修得単位の認定

本学では、次のように「兵庫県立大学大学院学則」第10条、第11条、第15条において、それぞれ規定している。

（他の研究科又は学部の授業科目の履修）

第10条 研究科長は、当該研究科において必要と認められるときは、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）等の議を経て、学生に他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位については、当該研究科において修得したものとみなすことができる。

（他大学院における授業科目の履修等）

第11条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）と本大学院との協議に基づき、教授会等の議を経て、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲

で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、専門職学位課程においては、当該研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えない範囲とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、教授会等の議を経て、学生が、本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、第11条第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。ただし、専門職学位課程においては、当該研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えないものとする。

具体的な手続は、次のように「講義要目」に記載し、入学時のオリエンテーションおよびセミナーごとのガイダンスで説明している。単位の認定に当たっては、シラバス等を参照し、教授会で慎重に審査している。

1. 5 他研究科科目および既修得単位の認定

教育上特に有益と認めるときは、本研究科教授会で審査の上、①本研究科の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、および②本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に関して、合わせて24単位を超えない範囲内において本研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。

また、本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本研究科の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲内において本研究科が定める期間、本研究科に在学したものとみなすことができます。

入学前の既修得単位の認定を希望する学生は、入学した年の4月末までに、「既修得単位認定願」を学務課に提出しなければなりません。これには、認定を受けようとする科目が修得済みであることを証明する書類（成績証明書）と、その科目のシラバス（コピーでも可。その場合は提出するコピーに「原本と相違ありません。」と記入の上、本人の署名・捺印が必要です。）を添付してください。

2. 2 他研究科の授業科目の履修手続

(1) 本研究科では、他研究科の授業科目を、本研究科研究科長の許可を得た上で、履修することができます。なお、修得した他研究科の授業科目の単位については、本研究科教授会が相当と認める場合に限り、修了所要単位数に算入されます。

他研究科の授業科目の履修を希望する者は、所定の期間内に、他研究科履修許可願を学務課に提出しなければなりません。

(2) 他研究科履修許可願の提出期間については、各学期のはじめに提示します。

2-8：在学期間・修得単位数の設定

本学の場合、専門職学位課程の修了には2年以上在学することが必要である（「兵庫県立大学大学院学則」第26条第1項）。

（専門職学位課程の修了要件）

第26条 専門職学位課程の修了には、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該修業年限）以上在学し、研究科規程その他の規程の定めるところにより、所定の授業科目を修得することを必要とする。

- 2 専門職学位課程においては、第15条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなされる場合であつて当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められる者については、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

これを受けて、本専攻の修了要件は、必修科目および選択必修科目を含む、それぞれの科目ごとの単位数を満たした上で、合計48単位以上を修得することである（「会計研究科履修規程」第2条第1項）。これは、専門職大学院設置基準（2年以上在学・30単位以上修得）に照らして適正である。

なお、学生が修士論文の作成を希望する場合は、「基礎演習」および「研究演習」において必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および最終試験に合格することを修了要件に加えることができるとしている（「会計研究科履修規程」第2条第2項、第3条、第4条）。

（修了要件）

第2条 本研究科の修了要件は、次の各号の要件をすべて満たし、48単位以上修得するものとする。

- (1) 会計職業倫理、基礎演習 6単位修得。
 - (2) 簿記Ⅰ、財務会計、原価計算Ⅰ、管理会計Ⅰ、監査概論のうちから6単位以上修得。
 - (3) 企業法概論、租税法Ⅰ、公会計概論、経営学概論のうちから4単位以上修得。
 - (4) 発展科目のうちから18単位以上修得。
 - (5) 応用・実践科目のうちから4単位以上修得。ただし、研究演習について4単位を超えて修得した場合にあつては、修了必要単位数に算入することができるのは、4単位までとする。
- 2 学生が修士論文の作成を希望する場合は、前項の要件に加えて、基礎演習及び研究演習において必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。
 - 3 前項の規定の適用を学生が希望する旨を申し出たときは、研究科長は、教授会の議を経てこれを許可することができる。

（修士論文）

第3条 前条第3項の許可を受け所定の期間在学した学生は、修士論文を提出することができる。

- 2 修士論文を提出しようとする者は、基礎演習及び研究演習を履修し、単位を修得しなければならない。
- 3 前条第3項の許可を受けた者の修士論文の提出の期限、審査の方法その他学位の授与に関する事項は、学位規程を準用する。
- 3 修士論文の評価は、合格又は不合格をもって表す。

(最終試験)

第4条 第2条第2項に規定する最終試験は、所定の単位を修得し、前条に規定する修士論文を提出した者について行う。

2-9：修了認定の基準・方法の周知

本専攻では、修業年限および修了要件について「講義要目」に記載し、入学時のオリエンテーションおよび Semester ごとのガイダンスで説明している。その際、学生が理解しやすいように「会計研究科履修規程」第2条第1項の内容を次の表にまとめて提示している。

修了要件（総単位数48単位以上）

	必要単位数	必修科目および選択必修科目
基本科目	16単位以上	(1) 必修科目：会計職業倫理、基礎演習 6単位 (2) 選択必修科目Ⅰ：簿記Ⅰ、財務会計、原価計算Ⅰ、 管理会計Ⅰおよび監査概論より6単位以上 (3) 選択必修科目Ⅱ：企業法概論、租税法Ⅰ、公会計 概論および経営学概論より4単位以上
発展科目	18単位以上	
応用・実践科目	4単位以上	

修了認定の前提となる単位認定の基準は、まず「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」に分けてそれぞれの到達目標を定め（評価の視点2-2参照）、「講義要目」に記載している。そして、各授業科目については、成績評価基準をシラバスに公表するとともに、担当教員が学生に十分な情報を提供している。なお、原則として、講義科目は期末試験を実施し、演習科目はレポート等によって評価している。

また、修士論文の提出および最終試験の実施についても「講義要目」に記載している。

2-10：在学期間短縮の制度

本学では、在学期間の短縮について、「兵庫県立大学大学院学則」第26条第2項において規定している（評価の視点2-8参照）。これは、専門職大学院設置基準に沿ったものである。

2-11：在学期間短縮の認定手続

在学期間短縮の認定は、本専攻に入学する前に他の大学院において履修した授業科目を認定することが前提になるので、その手続は評価の視点2-7で説明したとおりである。在学期間短縮を認定するには、認定できる単位数の上限（修了要件として定める単位数の2分の1）に達し、かつ、「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」のそれぞれに課した要件を充足する見込みがあることが必要になると思われるが、これは相当に高いハードルである。そのため、在学期間の短縮を行った事例はまだない。

2-12：学位名称の適切性

本専攻を修了した者に授与する学位の名称は、「会計修士（専門職）」、英語名称は Master of Professional Accountancy である（「兵庫県立大学学位規程」別表第1、第2）。これは、ディシプリンとしての会計と、専門職学位課程とを示しており、本専攻の目的および教育課程に照らして妥当である。なお、英語名称では、会計学という語彙のある accounting を避け、会計士の職という語彙のある accountancy を意識的に用いている。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（6頁～7頁、12頁～13頁 履修の手引）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（30頁 兵庫県立大学学則）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（36頁～37頁、38頁 兵庫県立大学大学院学則）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（44頁～45頁 兵庫県立大学学位規程）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（54頁 会計研究科規程）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（57頁 会計研究科履修規程）
- ・添付資料 1-6：「新入生オリエンテーション（教務関係）配布資料等」
- ・添付資料 2-2：「会計研究科履修可能単位数に関する申し合わせ事項（会計研究科教務委員会平成20年4月9日決定）」

（2）教育方法等

項目7：履修指導、学習相談

各経営系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、履修指導、学習相談においては、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

なお、インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行うことが必要である。

<評価の視点>

2-13：学生に対する履修指導、学習相談が学生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われていること。〔F群〕

2-14：インターンシップ等を実施する場合、守秘義務等に関する仕組みが規程等で明文化され、かつ、適切な指導が行われていること。〔F群〕

2-15：固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを履修指導、学習相談において行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

2-13：学生に対する履修指導、学習相談

履修に関して基本的な事項は、「講義要目」にまとめられている。入学時のオリエンテーションは、その内容を周知することを主な目的として実施される。その後は、セメスターごとのガイダンスで履修指導を行っている。また、日常的には、学生にとって最も身近な存在である「基礎演習」または「研究演習」の担当教員が、一次的な相談窓口として、個別に学生の相談に応じているが、特に教務関係については「講義要目」に基づいて指導を行っている。そのため、学生への

指導が適切かつ統一的行われるように、「講義要目」の内容は教務委員会が毎年度見直し、必要な改訂を行っている。

また、個々の授業科目の相談は、担当教員が行っている。オフィス・アワー、担当教員のメールアドレスについては、シラバスに掲載している。

さらにGPA制度を導入し、半期ごとに学生のGPAを「基礎演習」または「研究演習」の担当教員に通知し、学生の指導に利用している。また、成績不振の学生には、教務委員会（当該学生が履修する「基礎演習」または「研究演習」の担当教員を除く、教員2名が実施）が面接を行っている。GPAを利用した学習指導については、「講義要目」で次のように説明している。

(5) A+・A・B・C・Dの評価に対して、それぞれ4・3・2・1・0点のグレード・ポイント(GP)を与え、GPに各科目の単位数を乗じ、その総計数を総履修単位数で除すことによってGPAを算出し、それを基礎演習、研究演習、オフィス・アワーなどを通じて学習指導に利用します。

2-14：インターンシップ実施における守秘義務の厳守

本専攻では、「応用・実践科目」のうち「ケーススタディ科目」の中で、学生が将来のキャリアに関連した現場体験を行うことを目的として学外研修（インターンシップ）を実施しており、それを適切に運営するため、「会計研究科学外研修（インターンシップ）規程」を定めている。その中で、参加する学生の義務を次のように規定し、事前のガイダンスで周知徹底を図っている。

（誓約書その他の書類の提出）

第4条 インターンシップに参加する学生（以下「参加学生」という。）は、誓約書その他研修機関が求める書類を、研修機関に提出しなければならない。

（義務）

第7条 参加学生は、本研究科が指定する事前研修等を履修するものとする。

2 参加学生は、インターンシップ期間中、研修機関及び担当教員の指示に従わなければならない。

3 参加学生は、インターンシップ期間中に知り得た秘密を他に漏らしたり、又は盗用したりしてはならない。インターンシップ期間終了後であっても、同様とする。

4 参加学生が前2項の義務を怠ったときは、学生懲戒規程に基づき懲戒をするものとする。

2-15：履修指導、学習相談における特色ある取組み

本専攻の「人材育成のターゲット」は、必ずしも公認会計士の養成に限定することなく、社会の幅広いニーズに応えようとしている点に特色がある（評価の視点1-3参照）。そのため、学生による履修の指針として、①公認会計士、②税理士、③企業（財務部門）における専門的な実務の担い手、④企業（管理部門）における専門的な実務の担い手、⑤公的部門における専門的な実務の担い手、⑥国税専門官、を想定した履修モデルを提示している（評価の視点2-2参照）。そして、学生のニーズに即して履修指導を行ったり、学習相談に乗ったりするには、学生のキャリアプランを理解しておく必要があるから、毎年度4月に、修了後に目指す専門職を記載した「学生カード」を提出させ、これに基づき1年次には「基礎演習」担当教員が、2年次には「研究演習」担当教員が指導を行っている。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（15頁 履修の手引）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（61頁 会計研究科学外研修（インターンシップ）規程）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（65頁～142頁 シラバス）
- ・添付資料 1-6：「新入生オリエンテーション（教務関係）配布資料等」
- ・添付資料 2-3：「会計研究科学外研修（インターンシップ）誓約書（様式）」
- ・添付資料 2-9：「学生カード（様式）」

項目 8：授業の方法等

各経営系専門職大学院は、教育の効果を十分上げるために、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、これを効果的に実施することが必要である。そのためには、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。また、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。その際、グローバルな視野をもつ人材養成を推進するための教育方法を導入することや固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

なお、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。

<評価の視点>

2-16：ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。（「専門職」第7条）〔L群〕

2-17：実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、ゲーム、シミュレーション、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態が採用されていること。（「専門職」第8条第1項）〔F群、L群〕

2-18：グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育方法が導入されているか。〔A群〕

2-19：多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としていること。（「専門職」第8条第2項）〔L群〕

2-20：通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としていること。（「専門職」第9条）〔L群〕

2-21：固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを授業方法に関して行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

2-16：ひとつの授業を受ける学生数

本専攻の定員は40名であるため、通常の場合、ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が過大になることは考えられないが、少人数教育を標榜している関係から、次のような考え方をとっている。すなわち、講義形式の場合は1クラス40名前後で授業を行う。一方、演習形式の場合には、できるだけ少人数で行うように配慮する。たとえば、「基礎演習」の学生数は6名まで、「研究演習」の学生数は7名までとしている。本専攻の場合、多様なバックグラウンドをもつ学生を受け入れているため、「基礎演習」の定員の方を「研究演習」の定員よりも少なくしている。また、学外研修（インターンシップ）を行う「ケーススタディ科目」の学生数は、6名まで

としている。

2-17：実践的教育に適切な教育手法や授業形態の採用

本専攻では、「基本科目」は講義形式で授業を行い、「応用・実践科目」は、事例研究、学外研修（インターンシップ）などがその中心となることから、演習形式で授業を行っている。また、「発展科目」は、その科目の特質に応じて講義形式で授業を行うものと演習形式で授業を行うものがある。会計・監査・ビジネスの実務で生起する具体的事例について、自らの頭で考え、自らの力で解決する能力を養成するために、ディベート、事例研究等、学生参加型の授業方法を導入した授業科目を「応用・実践科目」を中心に配置している。

2-18：グローバルな視野をもった人材養成

グローバル経営の進展、会計基準および監査基準の国際的統一化により、国際的視野が一層重要になっている。そのため、本専攻では、あらゆる科目の中で国際的動向を取り上げるようにしているが、特に発展科目の中に「国際会計」「英文会計」「IFRS会計」を配置している。このうち「英文会計」と「IFRS会計」は、実務家教員（非常勤）が担当し、英文に慣れるとともに、実務での基礎力を養うことを重視している。それに対し、「国際会計」は、研究者教員（専任）が担当し、思考力を重視した教育を行っている（評価の視点 2-2 参照）。

もう少し具体的に述べると、「国際会計」においては、単に米国会計基準や国際会計基準（IFRSを含む）の解説を行うのではなく、わが国の会計基準、米国会計基準、国際会計基準においてこれまで採用されたことのある会計処理手続について、その背後にある会計基礎概念および会計基礎理論の観点から検討している。検討にあたっては、いくつかの会計テーマ（会計基準）を取り上げ、そこにおける会計処理手続の歴史的変遷について、そのような変遷をたどった要因を経済的および社会的パースペクティブのもとに抽出し、それを明らかにしようとしている。そして、このことは、会計処理手続（会計基準）の変化という社会的現象を歴史的パースペクティブのもとに映し出そうとするものである。

このような教育方法を採るのは、絶対的真理を追求する自然科学と異なり、社会科学においては相対的真理しか追求できないため、社会的現象の相対化が不可避であるからである。そして、このことを通じて、異なる考えや意見をその本質にまで遡って理解するとともに、それを相対化することのできる学生を育成することができると考えられる。このような能力が、国際的舞台上で活躍する人材にとって不可欠である。

2-19：遠隔授業の実施

該当なし。

2-20：通信教育の実施

該当なし。

2-21：授業方法に関する特色ある取組み

金融審議会公認会計士制度部会専門的教育課程についてのワーキングチーム「専門職大学院における会計教育と公認会計士試験制度との連携について」（平成15年11月17日）および会計分野

の専門職大学院に関する検討会「会計分野の専門職大学院の教育課程等について」（平成16年4月30日）によって、会計専門職大学院には、その目的を実現するために、「事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答」など、実践的な教育を行うことのできる教育方法が求められる。

一般に、このような教育方法を講義形式の授業科目で実践することは相当な困難を伴うため、本専攻では、そのような性格をもつ「基礎演習」および「研究演習」を重視している。また、既述のように、教育の柱となる領域の「応用・実践科目」として「ケーススタディ科目」を配置し、その中で学外研修（インターンシップ）を実施している。これは、理論と実務の架橋教育という文脈において、学生が能動的に学ぶとともに、会計専門職業人としての自覚を高める機会となっている（評価の視点 2-2 参照）。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（65頁～142頁 シラバス）
- ・添付資料 2-4：「平成26年度学外研修（インターンシップ）実施状況」
- ・添付資料 2-10：「履修人員集計表」

項目 9：授業計画、シラバス

各経営系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。なお、シラバスの内容を変更した場合は、学生にその旨を適切な方法で周知する必要がある。

<評価の視点>

2-22：授業時間帯や時間割等は、学生の履修に配慮して設定されていること。〔F群〕

2-23：毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等が明示されたシラバスが作成されていること。（「専門職」第10条第1項）〔F群、L群〕

2-24：授業は、シラバスに従って適切に実施されていること。また、シラバスの内容を変更した場合、学生にその旨が適切な方法で周知されていること。〔F群〕

<現状の説明>

2-22：授業時間帯や時間割等における配慮

本専攻の授業時間帯は、下表のとおりである。授業は月曜日から土曜日の昼間に行っており、夜間に授業を行うことはない。

授業時間割の時間帯

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
時間	9：00～10：30	10：40～12：10	13：00～14：30	14：40～16：10	16：20～17：50

また、授業時間割の編成においては、同一年次に履修する科目の重複を避けること、同一領域の科目の重複を避けることを基本方針としている。

2-23：毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等の明示

本学では、シラバスの様式を全学的に統一している。その記載項目は、授業科目名、必修の区分、単位数、開講年次、講師名、所属、オフィス・アワー・場所、連絡先といった基本的情報のほか、講義目的及び到達目標、講義内容・授業計画（講義科目では1回ずつ記述）、テキスト、参考文献、成績評価の基準、履修上の注意・履修要件、地域に関する学修、備考である。なお、シラバスは、「講義要目」のほか、本専攻のホームページにも掲載している。

2-24：シラバスに従った授業進行

本専攻では、授業はシラバスに従って適切に実施することを申し合わせており、非常勤教員に対してもその旨を依頼している。シラバスに記載した内容は、期限が過ぎれば、再入力による変更が不可能なため、変更した場合には、担当教員の責任で周知している。また、休講した場合には補講を実施している。そのため、学年暦に予め補講日を設けている。

そして、授業がシラバスに沿って実施されているかを確認するため、授業評価アンケートに「授業はシラバスに従って効果的に実施された。変更した場合、適切に周知された。」という質問項目を設けている。平成26年度前期の結果（5点満点で全科目平均）は、4.4と高い評価であった。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（2頁 会計研究科学年暦）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（7頁 履修の手引）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（65頁～142頁 シラバス）
- ・添付資料 2-1：「会計研究科時間割（平成26年度）」
- ・「会計研究科のシラバス 本専攻のホームページ」

<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/education/subject.html>

項目 10：成績評価

各経営系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、実際の成績評価においては、明示された基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入することが必要である。

<評価の視点>

2-25：成績評価の基準・方法が策定され、学生に周知されていること。（「専門職」第10条第2項）〔F群、L群〕

2-26：成績評価が明示された基準・方法に基づいて、公正かつ厳格に行われていること。（「専門職」第10条第2項）〔F群、L群〕

2-27：成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応するなど、適切な仕組みが導入されていること。〔F群〕

<現状の説明>

2-25：成績評価の基準・方法の学生への周知

本専攻では、まず「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」に分けてそれぞれの到達目標を定めており（評価の視点 2-2 参照）、それが成績評価の基本的考え方となる。すなわち、「基本科目」については基礎的知識の修得が図られていること、「発展科目」については「基本科目」と

比べてより高度な専門的知識や技能の修得が図られていること、「応用・実践科目」については最先端の専門的知識や技能の修得が図られていることが、それぞれの到達目標である。これは、「講義要目」の中で明らかにしている。

また、講義科目は、おおむね専門知識の修得を目的としていることから、期末試験による成績評価を基本としながら、科目の性格に応じて、授業中に行う中間試験や小テストなどを加味するものとし、他方、演習科目は、テーマごとの質疑応答・討論が授業の中心となることから、授業中のプレゼンテーション、質疑応答・討論への参加状況、期末のレポートなどを総合して評価することにしている。

以上の方針のもとに、各教員が、授業科目ごとの成績評価の基準を、シラバスの中で明らかにしている。たとえば講義科目であれば、「中間試験50%、期末試験50%」「小テスト30%、期末試験70%」というように記載している。

なお、本専攻では、「会計研究科規程」第10条において、成績について次のように規定している。

(成績)

第10条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。

- (1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した科目の成績は、A+、A、B及びCの評語をもって表し、その区分は、次のとおりとする。

ア A+ (90点以上)

イ A (80点以上90点未満)

ウ B (70点以上80点未満)

エ C (60点以上70点未満)

- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。

そして、「講義要目」に次のように記載し、周知を図っている。

4. 成績評価について

- (1) 学業成績は、定期試験または期間外試験、レポート等の結果に基づき100点法によって評価し、60点以上を合格として単位を与えます。
- (2) 評点と評語の関係は、次のとおりです。

評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
評語	A+	A	B	C	D(不合格)

- (3) 修士論文の評価は、合格または不合格をもって表します。
- (4) 成績は、翌学期はじめに成績素点表、単位取得一覧表にして各学生に配布します。なお、配布時期は別に掲示します。
- (5) A+・A・B・C・Dの評価に対して、それぞれ4・3・2・1・0点のグレード・ポイント(GP)を与え、GPに各科目の単位数を乗じ、その総計数を総履修単位数で除すことによってGPA

を算出し、それを基礎演習、研究演習、オフィス・アワーなどを通じて学習指導に利用します。

(6) 成績評価に対する不服申出制度

本学では、学生が、自らの成績評価に関して不服がある場合、成績発表後2週間以内に、学務課を通して書面で不服申出を担当教員に行うことができます。ただし、事前に担当教員に相談をし、よく説明を受けるようにしてください。

2-26：公正かつ厳格な成績評価

成績評価の基になった答案用紙、レポートその他の提出物は、一括して本専攻が保管している。採点における匿名性の確保については各教員に任されている。そのため、FD委員会で事後的に成績分布表を検証し、成績評価に偏りがあるのではないかと疑義が生じたときは、教務委員会が当該教員に問い合わせ、理由を確認している。このように成績評価の妥当性について、第三者が検証可能なように配慮している。

2-27：成績評価の公正性・厳格性を担保する仕組み

成績評価に対する不服申出制度があり、「講義要目」に記載して周知を図っている（評価の視点2-25参照）。なお、これまでに申出はない。本専攻では、適宜、採点済みの答案の閲覧やコピーの返却、質問への回答等を行っており、学生が成績評価の根拠を実質的に確認できるようになっているからである。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（5頁 履修の手引）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（15頁 履修の手引）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（65頁～142頁 シラバス）
- ・添付資料 2-5：「平成26年度前期成績分布表」

項目 11：改善のための組織的な研修等

各経営系専門職大学院は、授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るため、組織的な研修・研究を実施することが必要である。特に、経営系専門職大学院の教育水準の維持・向上、教員の教育上の指導能力の向上を図るために、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。また、教育方法の改善について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表することが必要である。さらに、その結果を教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必要である。

<評価の視点>

2-28：授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修・研究を実施すること。（「専門職」第11条）〔F群、L群〕

2-29：教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能

力の向上に努めること。〔F群〕

2-30：学生による授業評価が組織的に実施され、その結果が公表されていること。また、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。さらに、こうした仕組みが、当該経営系専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。〔F群〕

2-31：固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを教育方法の改善において行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

2-28：組織的な研修・研究の実施

本学では、「中期計画（平成25年度～31年度）」により、授業改善懇親会、教員相互の授業参観制度、教員研修会などを通じて、全学的なFD活動を推進している。全学的な体制の中でFD活動を担うのは教育改革委員会であるが、それに加えて本専攻では、FD活動に積極的に取り組むために、研究科長を長とし、全専任教員によって構成されるFD委員会を設置している。

委員会は必要に応じて教授会の終了後に開催している。専任教員は、委員会で取り上げるテーマを提案することができる。委員長である研究科長は、委員会開催の要請があれば、原則的に委員会を招集している。FD委員会で取り上げられたテーマは、FDの進め方、修士論文指導、学外研修（インターンシップ）の実施など、多様である。

平成26年度の活動は、下表のとおりである。

平成26年度のFD委員会活動記録

開催日	場所	出席者数	議題
平成26年 4月 9日	会計研究棟会議室	15名	平成25年度後期成績分布について
5月 14日	〃	14名	修了生アンケートの結果 研究倫理
7月 9日	〃	14名	公開授業を受けての意見交換 ケーススタディ科目の事前研修のあり方
10月 8日	〃	15名	平成26年度前期成績分布 平成26年度後期の公開授業
平成27年 1月14日	〃	14名	会計研究科シラバスの作成 公開授業を受けての意見交換

本専攻では、授業改善懇親会、教員相互の授業参観制度、教員研修会など現在多く行われている取組みが実際の教育改善に必ずしも結びついていないという中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日）の指摘を踏まえて、FDの実質化を図っている。「実質的FD」とは、「ボトムアップと同僚性に根ざした相互研修型FDの理念」（京都大学高等教育研究開発推進センター編『大学教育のネットワークを創る—FDの明日へ—』東信堂、平成23年、11頁。）のもとで、「FDコミュニティにおいて、自らの居場所を見出し、その役割を果たしていけるようになること」（同上書、156頁～157頁。）と表現できる。したがって、教員が本専攻の目的の達成に貢献する意欲を持続できるように、コミュニケーションをとることが肝要である。

それは、本専攻がその目的をよりよく達成できるための取組みでもある。なぜなら、「かりに

FDを教育能力開発と狭く理解するにしても、この開発がどんな文脈に編み込まれているかに目を向けなければいけない。教育能力を開発して教育を改善しようとするれば、その努力はいずれ、現にあるカリキュラムのありよう、教員集団のありよう、組織や制度のありようなどの制約にぶつからざるをえない。ファカルティの教育力を本気で開発しようとするれば、ことはカリキュラムや教育組織などの改善にも及ばざるをえないのである。この具体的で全体的な文脈から離れるなら、どんなFDプロジェクトも一過的で泡沫的なイベントであるほかはない」（京都大学高等教育研究開発推進センター編『大学教育学』培風社、平成15年、89頁。）からである。

このような考えのもとで、大学本部の指示を待たずに、自主的に学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定したり、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応して新規科目の配置を進めたり（分野別認証評価前回受審後に新設した科目は、「英文会計」「IFRS会計」「IT監査」「経営情報システム」である。）といった取組みを進めてきた。

一方、日常的な取組みとして、学生への指導が適切かつ統一的行われるように「講義要目」を毎年見直すこと（評価の視点2-13参照）、セメスターごとにGPAを利用して学習指導を行うこと（評価の視点2-13参照）、成績評価が公正かつ厳格に行われることを担保するため、セメスターごとに成績分布表を検証すること（評価の視点2-26参照）、修了時アンケートの実施（評価の視点2-33参照）などを行っており、これらが教育の質の改善に役だっていると考えている。

また、本専攻では、「兵庫県立大学特別研究助成金」を利用して、専任教員による共同研究を行ってきた。そのテーマは、「経営系専門職大学院の認証評価による教育の質保証に関する研究」（平成22年度）、「会計研究科（会計専門職大学院）における教材開発に係るモデル構築に関する研究」（平成23年度）である。その成果は、ここでの記述にも活かされている。

2-29：教員の教育上の指導能力の向上

研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上は、FD活動で取り組むべき課題である。研究者教員の実務上の知見の充実は、人材育成について公認会計士と意見交換する場を設けている。また、社会貢献活動等で、外部の実務家と接する機会も貴重である。このような場合、漠然と交流するのではなく、FD活動を通じた問題意識の共有が必要である。その他にも入試問題の作成において、毎回、突っ込んだ議論が行われているが、これも理論と実務の違いに気づく機会である。他方、実務家教員の教育上の指導能力の向上は、授業参観が中心である。また、実務家教員の実務経験のアップデートは、各自、専門家としての研鑽が求められるところであるが、公認会計士、税理士の場合、所属する職能団体において研修が行われている。

2-30：学生による授業評価

本専攻では、前期・後期に各1回ずつ、「ケーススタディ科目」「基礎演習」および「研究演習」を除く、すべての授業科目で学生による授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケートの質問項目は、以下のとおり全学共通項目と本専攻独自項目から構成されており、評価尺度は5段階評価である。そのほかに自由記述欄がある。

その結果は、担当教員にフィードバックされ、担当教員は改善方針を示す「授業評価を受けて」を作成する。そして、アンケート結果および学生の自由コメントと、「授業評価を受けて」はホームページ等で公開して情報の共有を図る（平成26年度分から実施）ことで、学生、教員、本専攻

がそれぞれの立場から授業改善に取り組めるようにしている。具体的には、授業改善の試みがどのような結果となったのかのフィードバックであるが、本専攻の場合、もともと学生数が少ない上、ほとんどの場合、平均値が4ポイント以上と相対的に高いため、前年度との比較、科目間比較ともに、大きな差が出ないため、改善の効果が出ているのか否かの判断が難しい。

平成26年度授業評価アンケートの質問項目

■あなたの自己評価		
理解	1	授業内容は理解できた。
出席	2	授業の出席率は良い (⑤90%以上、④70%~89%、③50%~69%、②30%~49%、①30%未満)
態度	3	授業に対して熱心に取り組んだ。
自習	4	この授業に関連する学習をした。1週間の平均時間 (⑤3時間以上、④3~1時間、③1~0.5時間、②0.5時間未満、①0時間)
■授業内容		
目的	5	授業目的に沿ったまとまりのある授業であった。
難易度	6	あなたのレベルに適した授業であった。
■授業方法		
分量	7	授業内容の分量や進行速度は適切であった。
声	8	教員の話し方は聞き取りやすかった。
教材	9	教科書、印刷教材(レジュメ・補助教材)等は見やすく、利用は効果的であった。
工夫	10	授業内容を分かりやすくする工夫が感じられた。
熱意	11	教員の熱意が伝わってきた。
対応	12	教員は学生の質問・発言などに適切に対応した。
■地域に関する学修(この科目が地域に関する学修の場合は回答してください。)		
理解	13	地域で学んだ結果、課題の現状把握と課題解決の必要性についての理解が深まった。
■総合評価		
総合	14	総合的にみてこの授業に満足を得た。
■会計研究科		
独自	15	授業はシラバスに従って効果的に実施された。変更した場合、適切に周知された。
独自	16	当該学問分野の知識や考え方が身についた。

2-31：教育方法の改善における特色ある取組み

本専攻は、一貫して教材開発を重視してきた。それは、専門職大学院の教育と学習に適した教科書が、ほとんど存在しないという事情から始まったことである。また、これは単位制度の実質化に関わるのだが、学生の学習時間は授業時間よりも長いということを考えると、教えるための材料という側面を持つだけでなく、学生が主体的に学ぶための「学習材」(加藤幸次『大学授業のパラダイム転換』黎明書房、平成26年、132頁。)としても利用できるものを、教員は提供しなければならないという事情による。

教材開発は、教員個人が行う素材選択と教材化のプロセスであり、PDCAのサイクルを経ることで作り込まれていくのであるが、これは本専攻のサイクルと連動していなければならない。す

なわち、本専攻の目的があり、それが教育内容を組織的に表現したカリキュラムに具現化される。次に、カリキュラムにおける位置づけに基づいて授業がデザインされる。たとえば、基本科目に位置づけられる授業科目は、基礎知識を提供して学生が自ら学ぶことができるように、いわば入口を突破することが求められ、この役割に適った教材が必要となる。

前述のように、本専攻では、本専攻の目的をはじめ、全体的な文脈を共有することをFD活動の眼目としてきた（評価の視点 2-28 参照）。いわば「個人の教育活動」から「組織の教育活動」への再構築である。なお、教員が開発した教材（ただし、市販の教科書は除く）は、成績評価の基になった答案用紙、レポートその他の提出物とともに、一括して本専攻が保管している。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-6：「会計研究科教育改革委員会規程」
- ・添付資料 2-7：「平成26年度授業評価アンケート実施要領」
- ・添付資料 2-8：「会計研究科FD委員会規程」
- ・添付資料 2-11：「会計研究科FD委員会の記録」
- ・添付資料 2-12：「兵庫県立大学特別研究助成金成果報告（平成22年度および平成23年度）」
- ・添付資料 8-3：「平成25年度自己点検・評価報告書」（17頁 人材育成に関する意見交換）

（3）成果等

項目 12：修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用

各経営系専門職大学院は、修了者の進路等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表することが必要である。また、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育効果を適切に評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

<評価の視点>

- 2-32：修了者の進路状況等を把握し、この情報が学内や社会に対して公表されていること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群、L群〕
- 2-33：学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえながら、固有の目的に即して教育効果を適切に評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。〔F群〕

<現状の説明>

2-32：修了者の進路状況等の把握と公表

修了時、学生に「進路決定報告書」の提出を求め、修了後の進路を把握している。その結果は、毎年度の「自己点検・評価報告書」の中で一覧表にして公表している。ちなみに過去3年間は、下表のとおりである。さらに修了後もキャリアの把握に努めている。具体的な把握方法は、以前は修了生からの個別の連絡に依存していたが、現在はそれに代えて、ホームカミングデイの開催等に絡めて、修了生に名簿通信票を郵送し、キャリアの把握に努めている。また、公認会計士試験の結果は、官報で確認している。そして、最新の情報を本専攻のパンフレットやホームページに公表している。

修了者の進路

(人数)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
監査法人	2	3	0
会計士受験準備	8	11	5
税理士法人/会計事務所	1	2	3
税理士受験準備	4	0	2
民間企業	18	10	9
公的部門	1	5	3
公的部門受験準備	0	1	1
その他	2	6	4
合 計	36	38	27

2-33：教育効果の評価と教育内容・方法の改善

専門職学位課程の意義は、学士課程よりも高度な専門教育を行うことにある。学士課程教育は、「学士力」として「汎用的技能」の修得が強調されるように、「教養教育と専門基礎教育とを中心とする」という考え方が強調されるようになった（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日））。この背景には、特に文系学部では、一部の例外を除いて、教育の専門分野と卒業後の職業とが一致しないという事情がある。この場合には、特定分野に限定せず、間口を広く構えた方が合理的である。その反面、すそ野が広い割に頂は低くなる。すなわち、積み上げ学習は不十分にならざるを得ない。一般的に学部卒業生に対して高度な専門能力を期待する向きはないであろう。しかし、社会環境の変化が急激になると、自分の頭で考えることができる人材が求められるようになる。そうすると、専門職大学院は濃密な知的トレーニングを受けることができる貴重な場であるといえる。そして、その効果とは、「フレームワークの修得」と「考えることの練習」にあると考えられる（濱中淳子『検証・学歴の効用』勁草書房、平成25年、182頁～187頁。）。

このような教育効果を直接測定することは困難であるので、それに代わる教育効果をひとまず学位の授与と捉えるならば、本専攻の学位の授与状況は、下表のとおりである。1期生から6期生まで合計238名が入学し、218名が修了した。入学者に対する修了者の割合は、91.6%である。なお、評価の視点2-32で掲載した表の人数と一致していないのは、休学等により標準修了年限（2年）で修了していない者がいるためである。

学位の授与状況

(人数)

入学年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	合 計
入学者数	42	40	42	40	40	34	238
退学者数	3	1	4	5	3	4	20
修了者数	39	39	38	35	37	30	218

また、修了者の進路状況を見ると、監査法人、税理士法人、税理士事務所のほか、民間部門（企業その他の法人）や公的部門（国税専門官、地方自治体、独立行政法人など）でキャリアを歩ん

でいることが分かっている。民間企業においても、多くの者が専門性の高さを買われて、経理社員として採用されている。したがって、本専攻が掲げる会計専門職業人の育成という目的を果たしており、しかも、「人材育成のターゲット」として説明したように（評価の視点 1-3 参照）、必ずしも公認会計士の養成に限定せず、社会の幅広いニーズに応えるという点でも、期待した成果をあげていると考えている。

なお、修了者を採用した側の評価について、悉皆調査は実施していないが、同一企業に複数年度にわたり修了者が採用されていたり、採用活動の一環として修了者が母校を訪問したりする事例もあることから、かなりの程度、期待に込んでいるのではないかと推測される。

最後に、固有の目的に沿った取り組みの効果であるが、「基礎演習」（1年次）および「研究演習」（2年次）（評価の視点 2-4 参照）、「ケーススタディ科目」における学外研修（インターンシップ）の実施（評価の視点 2-21 参照）について、修了時にアンケートを実施している。その結果の評価は、毎年度の「自己点検・評価報告書」に記載しているが、回答者の満足度は総じて高い。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-3：「会計研究科パンフレット（平成26年度）」
- ・添付資料 2-13：「進路決定報告書（様式）」
- ・添付資料 2-14：「修了生名簿通知票（様式）」
- ・添付資料 2-15：「修了時アンケート（様式）」
- ・添付資料 8-3：「平成25年度自己点検・評価報告書」（9頁 修了時アンケートの結果）
- ・「基礎データ I・1（表1）」
- ・「自己点検・評価報告書 本専攻のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/hyouka.html>
- ・「修了生の進路 本専攻のホームページ」
http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/after_graduation/after_graduation.html

【2 教育の内容・方法、成果等の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

第1に、「ケーススタディ科目」の履修状況の改善である。修了時アンケートの結果を見ると、実務に触れる機会を得たことは有益であったという回答が多く、履修した学生の評価は総じて高い。その一方で、「ケーススタディ科目」を履修しない学生もいる。その理由として平成25年度に、「就職活動に役立つなら受講するが、すでに就職活動は終わっているので、受講しなかった」という意見があった。短期的な実利を求める学生に対して、理論と実務の架橋の意味を理解させる努力が必要である。

第2に、本専攻の目的が達成され、その結果、本専攻が社会にどれだけ貢献したかは、最終的に本専攻の修了者が社会からどのように評価されるかによって検証されるものである。成果の検証をどのように行うのかについて、道筋をつける必要がある。

（2）改善のためのプラン

第1の点については、学生に対して「ケーススタディ科目」の意義を正しく伝えるよう、これまで以上に努めている。その結果、平成26年度に「ケーススタディ科目」を履修した学生の割合

は88%であり、前年度の74%と比べて上昇した。なお、入学時のオリエンテーションをはじめ、機会あるごとに伝えるべきことは次のとおりである。すなわち、理論と実務の架橋とは、理論だけを学んでも、実践で活躍できる会計専門職業人を育成できるものではないことから、理論と、それを応用する場所となる実務で求められる専門性をバランスよく学ぶことで、高い応用力を有する人材を育成することを意味している。他方、この応用力を養うためには、実務処理能力を高めればよいというものではなく、経験したことのない問題が起こったときに、その解決策を導くのは基礎的な能力であるから、基礎理論とその応用実践の両面を学ぶとともに、思考力、表現力を養って、新しい問題にも対処できる基礎力をつけることを目標としているということである。この目標を達成するために、「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」という体系をとっているものであり、「応用・実践科目」に位置づけられる「ケーススタディ科目」は要となる重要な科目である。

第2の点については、今すぐ大規模なアンケート調査をしてもさほど効果的であるとは考えられないため、当面、個別の事例について調査を行う。修了生の就職先の一部に、すでに面識があるところがあり、可能なところから実施する予定である。

3 教員・教員組織

項目 13：専任教員数、構成等

各経営系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また、理論と実務の架橋教育である点に留意して、教員の構成にも配慮し、適切に教員を配置することが必要である。

<評価の視点>

- 3-1：専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第53号」第1条第1項）〔F群、L群〕
- 3-2：専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。（「告示第53号」第1条第5項。なお、2013（平成25）年度まで、専門職大学院設置基準附則2が適用される。）〔L群〕
- 3-3：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第53号」第1条第6項）〔L群〕
- 3-4：専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。（「専門職」第5条）〔F群、L群〕
- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 3-5：専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。（「告示第53号」第2条第1項）〔L群〕
- 3-6：専任教員の編制は、経営系専門職大学院の教育が理論と実務の架橋教育にある点に留意しながら、経営系専門職大学院の果たすべき基本的な使命の実現に適したものであること。〔F群〕
- 3-7：専任教員のうち実務家教員の割合は、経営系各分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であること。（「告示第53号」第2条第1項、第2項）〔L群〕
- 3-8：経営系各分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に適切に配置されていること。〔F群〕
- 3-9：経営系各分野において理論性を重視する科目、実践性を重視する科目にそれぞれ適切な教員が配置されていること。〔F群〕
- 3-10：教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されていること。〔F群〕
- 3-11：教育上主要と認められる授業科目を兼任・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準・手続によって行われていること。〔F群〕
- 3-12：専任教員は、年齢のバランスを考慮して適切に構成されていること。（「大学院」第8条第5項）〔L群〕
- 3-13：教員は、職業経歴、国際経験、性別等のバランスを考慮して適切に構成されていること。〔F群〕
- 3-14：固有の目的に即して、教員組織の編制にどのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

3-1：専任教員数

本専攻の教員組織は、平成26年5月1日現在において下表のとおりである。

専門職大学院設置基準に定められた必要な専任教員数は12名であるのに対し、本専攻の専任教員は15名（みなし専任教員4名を含む）である。必要な専任教員数の算定式は、以下のとおりである。

なお、平成26年度から「業績活用型再雇用制度」が導入され、現在、特命教授1名が在籍しているが、下表では「①専：本専攻のみの専任教員で③以外の教員」に含めている。これについては、評価の視点3-16で詳述する。

教 員 数 (平成26年度) (人数)

区 分	専任教員 (定員15名)					兼任教員	兼任教員
	専	専・兼	実・専	実・み	合計		
教 授	8	0	2	3	13	12	9
准教授	1	0	0	1	2		
合 計	9	0	2	4	15		

- ①専 : 本専攻のみの専任教員で③以外の教員
- ②専・兼 : 専任ではあるが、他の学部・研究科（修士課程）の専任教員
- ③実・専 : 実務家・専任教員
- ④実・み : 実務家・みなし専任教員
- ⑤兼任教員 : 学内の他の学部等の教員
- ⑥兼任教員 : 他の大学等の教員等（正規科目のみ。学習支援科目を除く。）

会計系専門職大学院の必要専任教員数の算定式

(A) 既存修士課程の研究指導教員の1.5倍の数に、研究指導補助教員の数を加えた数

既存修士課程の研究指導教員 5名

$5名 \times 1.5 \div 7名$

研究指導補助教員の数 5名

$7名 + 5名 = 12名$

(B) 収容定員に応じて算定される専任教員数

修士課程を担当する研究指導教員一人当たり学生数 20名

$20名 \times 3/4 = 15名$

学生の収容定員80名 $\div 15名 \div 5名$

(A) または (B) のいずれか大きい数 12名

3-2： 他の学位課程との兼務の取扱い

本専攻の専任教員15名は、全員が本専攻のみの専任教員である。なお、平成25年度まで専門職大学院設置基準附則2が適用されていたが、本専攻の場合、平成22年度からすべての専任教員が本専攻のみの専任教員である。

3-3： 専任教員に占める教授の割合

本専攻の専任教員15名のうち、教授は13名（みなし専任教員3名を含む）、准教授は2名（みなし専任教員1名を含む）である。専門職大学院設置基準に定められた必要な専任教員数は12名であるから、それ以上の数の専任教員から構成されている。

3-4：専任教員の指導能力

本専攻の専任教員15名のうち、「専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者」、すなわち、大学において一定期間教育・研究に従事した経歴を有する研究者教員は9名である。一方、「専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」（専門職大学院設置基準第5条第3項）、すなわち、一定期間実務に従事した経歴を有する実務家教員は6名である。

専門職大学院設置基準第5条に照らした専任教員の構成 (人数)

1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者	9
2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者	0
3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者	6

3-5：実務家教員の指導能力

専門職大学院設置基準において、実務家教員は「専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」（第5条第3項）と規定されている。「会計研究科教員の選考基準に関する規程」においても、実務家教員は「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」（第3条第6号および第4条第5号）としており、一定期間実務に従事した経歴を有する実務家が、大学における教育を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有するか否かを判断する必要がある。

本専攻では、「会計研究科教員の選考基準に関する規程」に基づき、「教員の選考は、人格、学歴、職歴、著書、論文、学会又は社会における活動等に基づいて行わなければならない」としている（第2条）。そして、実務家の場合、必ずしも大学における教員履歴を有しないのが通常であるから、実務経験に加えて、著書その他の著作、講演会や研修会等の講師などの実績を基準にして、本専攻の授業科目を担当できる能力を有するか否かを判断している。

設置認可申請時には詳細な教育研究業績書を作成しており、その後の採用においても、これに準ずる資料の提出を求めている。それに基づき判断した結果、本専攻の実務家教員は、いずれも5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員で構成されている。

3-6：理論と実務のバランスに配慮した専任教員の編制

研究者教員と実務家教員の割合は、研究者教員6に対して実務家教員4である（評価の視点3-4参照）。これは著しく一方に偏った割合ではない。また、実務家教員の選考に当たり、実務経験に加えて、著書その他の著作、講演会や研修会等の講師などの実績を基準にしていることから（評価の視点3-5参照）、理論と実務のバランスに配慮した専任教員の編成となっている。

3-7：専任教員に占める実務家教員の割合

本専攻の専任教員15名のうち、実務家教員は6名（みなし専任教員4名を含む）である。したがって、全専任教員に対する実務家教員の割合は40%であり、平成15年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）で求められる「おおむね3割以上」（第2条第1項）を超えている。

3-8：専任教員を中心とする配置

本専攻のカリキュラムを構成する授業科目は、「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」に分けられるが、この体系に基づき教員組織を編成している。現在、演習を除き、専任教員が担当しているのは、「基本科目」では10科目のうち8科目、「発展科目」では45科目のうち23科目、「応用・実践科目」では6科目のうち6科目である。「発展科目」は、幅広い領域にわたり、かつ、科目数が多いため、どうしても兼任教員、兼任教員に依存する割合が高くなるが、これは担当教員の科目適合性に配慮した結果であり、「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」のそれぞれについて、専任教員を中心に適切に配置されている。

3-9：科目の性格に即した教員の配置

本専攻のカリキュラムを構成する授業科目は、「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」に分けられるが、この体系に基づき教員組織を編成している。すなわち、「基本科目」と、「発展科目」のうち原理的・理論的な性格の強い科目については、研究者教員を主として配置している。他方、「発展科目」のうちより実践的な性格の強い科目と、「応用・実践科目」のうち「ケーススタディ科目」については、実務家教員を配置している。また、十分な研究業績を有する実務家教員については、原理的・理論的な性格の強い科目と実践的な性格の強い科目とを併せて担当するようにしている。こうした教員配置を行うことによって、会計専門職大学院に求められる理論と実務を融合した教育実施体制の実現を目指している。

3-10：主要な授業科目への専任の教授又は准教授の配置

専任教員15名の専門領域は、下表のとおりである。なお、本専攻の専任教員は、「会計研究科教員の選考基準に関する規程」により、すべて教授と准教授で構成されている。

専任教員の専門領域							(人数)
財務会計	管理会計	監査	企業法	租税法	公会計	経済	経営・ビジネス
4	2	3	0	1	2	1	2

本専攻の教育の柱となる領域である「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「租税法関係」「公会計関係」「経営・ビジネス関係」には専任教員を配置し、これらの領域の「基本科目」および「応用・実践科目」は主要な科目であるので、原則として専任教員が担当するように教員組織を編成する方針である。

なお、本専攻と、大学院経営研究科経営専門職専攻と経営学部が相互に連携する関係にあり、これらの部局間で人事交流を行うことから、平成26年度から企業法領域の専任教員が不在になっている。ただし、他の研究科や学部にも異動になった後も、引き続き授業を担当しているため、全く支障はない。

3-11：兼担・兼任教員の配置

兼任教員の選任にあたっては、専攻分野における研究業績に加えて本学の学部および大学院における教育実績を基準にして、本専攻の授業科目を担当できる能力を有するか否かを判断してい

る。また、兼任教員の選任にあたっては、他大学に所属する教員の場合はその研究業績および教育実績を、実務家の場合は実務経験に加えて講演会や研修会等の講師などの実績を基準にして、本専攻の授業科目を担当できる能力を有するか否かを判断している。

3-12：専任教員の年齢のバランス

本専攻の専任教員15名のうち、平成26年5月1日現在において、40歳代が6名、50歳代が4名、60歳代が5名である。分野別認証評価前回受審時と比べて平均年齢が高くなったとはいえ、各年代からバランスよく構成されており、著しい偏りはない。

3-13：教員の職業経歴、国際経験、性別等のバランス

本専攻の専任教員15名のうち、大学において一定期間教育・研究に従事した経歴を有する研究者教員は9名、一定期間実務に従事した経歴を有する実務家教員は6名である。実務家教員のうち、公認会計士が4名、税理士が1名、税務行政経験者が1名である。

国際経験としては、研究者教員2名が、本学の提携校であるエバーグリーン大学（米国ワシントン州）に交換教員として赴任したほか（平成11年8月～平成12年3月、平成24年7月～平成25年3月）、実務家教員1名が、在サンフランシスコ領事館に領事として赴任した経歴を有する（平成5年5月～平成8年5月）。こういった国際経験を本専攻の教育研究にどのように活かすかは今後の課題である。

また、性別は、男性14名、女性1名である。現状は、アンバランスである。

3-14：教員組織の編制の特色

本専攻の固有の目的、言い換えれば、人材育成のターゲットとの関係で教育の柱となる領域は、「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「租税法関係」「公会計関係」「経営・ビジネス関係」であるから、これらの領域には「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」のすべてにわたり、重点的に科目を配置している（評価の視点2-2参照）。教員組織の編成は、教育課程の編成に対応したものでなければならないことから、前述のように、専任教員が主要な科目を担当するように配置している（評価の視点3-10参照）。

<根拠資料>

- ・添付資料3-5：「会計研究科教員の選考基準に関する規程」
- ・「基礎データⅡ・1 教員組織（表2）」
- ・「基礎データⅡ・2 専任教員個別表（表3）」
- ・「基礎データⅡ・3 専任教員の教育・研究業績（表4）」

項目14：教員の募集・任免・昇格

各経営系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織編制のための基本的方針や透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

<評価の視点>

3-15：教授、准教授、講師、助教や客員教員、任期付き教員等の教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていること。〔F群〕

3-16：教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められ、運用されており、特に、教育上の指導能力の評価が行われていること。〔F群〕

<現状の説明>

3-15：教員組織編制の基本的方針

教員組織編成の方針としてあるのは、本専攻の固有の目的を達成するため、ひとつは、本専攻の教育の柱となる領域である「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「租税法関係」「公会計関係」「経営・ビジネス関係」には専任教員を配置すること（評価の視点 3-10 参照）、加えて、「基本科目」と、「発展科目」のうち原理的・理論的な性格の強い科目については、研究者教員を主として配置し、「発展科目」のうちより実践的な性格の強い科目と、「応用・実践科目」のうち「ケーススタディ科目」については、実務家教員を配置すること（評価の視点 3-9 参照）である。この考え方は、「研究科の設置の趣旨等を記載した書類」に掲載したものである。

そして、具体的な人員構成として、社会と学生の多様なニーズに応えるために編成した教育課程（評価の視点 2-2 参照）を支えるために、教授および准教授のみからなる専任教員15名体制をとっている（評価の視点 3-1 参照）。教授と准教授の内訳は、長期な観点からバランスをとっている。また、研究者教員と実務家教員の割合は、理論と実務の架橋教育である点に留意して（評価の視点 2-2 参照）、研究者教員は9名、実務家教員は6名と定めている。

また、制度と実務の変化に対応するために、実務家教員のうち4名は、任期（1年）付きの特任教員である。その運用は、当初から一律の予定期間を定めるのではなく、特定分野について高度の知見を有する専門家を招聘するという目的から、教育研究の必要性に応じて見直しを行うことにしている。

さらに任期付き教員としては、研究者教員のうち1名が、「業績活用型再雇用制度」に基づく特命教授である。これは、法人化後に導入された新たな制度であり、「本学を定年退職する教員のうち、特に優れた業績を有する者を再雇用することにより、引き続きその資質を大学運営に活用する」（「業績活用型再雇用制度要綱」1 趣旨）ことを狙いとしている。その任期は1年以内、最大3年である。

3-16：教員の募集・任免・昇格

本学では、「兵庫県立大学教職員就業規程」が教職員の人事全般を定めており、そのもとで「兵庫県立大学教員人事規程」および「兵庫県立大学教職員懲戒規程」がある。

専任教員の採用および昇任は、「兵庫県立大学教員人事規程」に基づいて行われる。そこでは、採用および昇任は選考によること（第3条第2項）、採用のための選考は公募によること（第3条第3項）が明記されている。

（採用等）

第3条 教員の採用及び昇任は、公立大学法人兵庫県立大学組織規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第1号)第4条から第8条第1項で定める組織の長（以下「学部長等」という。）の申出により、理事会が必要と認めた場合に行うことができる。

- 2 教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。
- 3 教員の採用のための選考は、公募の方法により行う。

(選考)

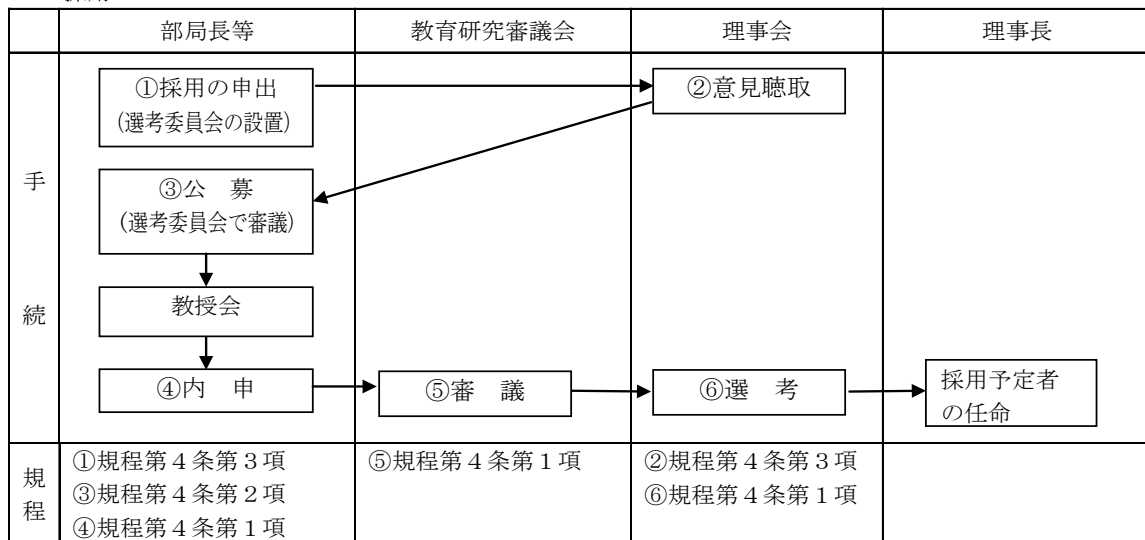
第4条 教員の採用及び昇任のための選考は、学部長等の内申に基づき、教育研究審議会の審議を経て、理事会が行う。

- 2 学部長等は、前項の内申を行うに当たっては、当該組織の教授会に候補者選考委員会（原則、学外からの委員2名を含むものとする。）を設置し、審議するものとする。
- 3 学部長等は、前項の候補者選考委員会を設置する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

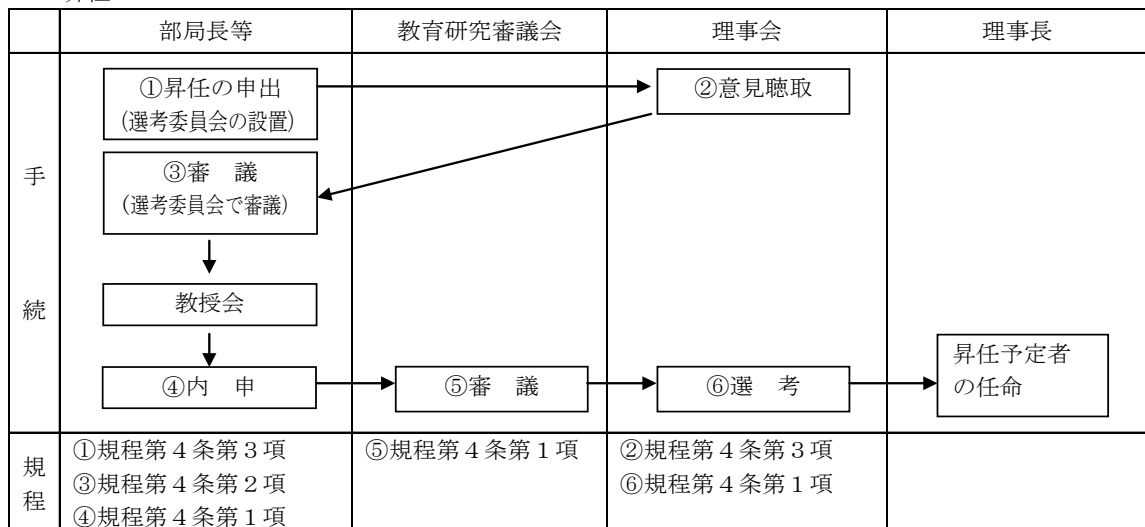
その手続は、「兵庫県立大学教員人事規程」第3条および第4条に基づき、下表のようになる。なお、採用手続の過程で、面接に際しては模擬授業等を行い、教育能力の選考を行うことになっている（「教員の採用手続等の見直し・改善について」（平成26年3月26日））。

教員の採用・昇任事務について（フロー図）

1 採用



2 昇任



以上を受けて、本専攻では、「会計研究科教員選考規程」「会計研究科教員の選考基準に関する規程」および「会計研究科候補者選考委員会規程」に基づいて、教員の採用および昇任を行っている。選考は、「会計研究科教員の選考基準に関する規程」に基づき、「教員の選考は、人格、学歴、職歴、著書、論文、学会又は社会における活動等に基づいて行わなければならない」としている（第2条）。そして、教授および准教授の資格について次のように定めており、研究者教員は大学学部および大学院における教育研究実績に基づいて、また、実務家教員は実務家として十分なキャリアに加えて講演会や研修会の講師などの実績に基づいて選考している。なお、特に採用においては、専攻分野の専門的知識を有する外部委員2名の意見を聴取する機会を設けている。

（教授の資格）

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- （1）博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- （2）公刊された著書、論文、報告等により前号の学位を有する者に相当する研究上の業績があると認められる者
- （3）学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- （4）大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- （5）芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- （6）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- （1）前条各号のいずれかに該当する者
- （2）大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに該当する職員としての経歴を含む。）のある者
- （3）修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- （4）研究所、試験所、調査所等に3年以上在職し、研究上の業績を有する者
- （5）専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

他方、実務家教員のうち、みなし専任教員は、「兵庫県立大学客員教員設置要綱」に基づき、雇用契約上は非常勤となり、「兵庫県立大学特任教授等称号授与規程」に基づき、特任教授または特任准教授の称号を授与している。

また、特命教授については、「業績活用型再雇用制度要項」に基づき、平成26年度から運用している。対象者は、在職時に特に優れた業績を有する者で、かつ、本学が大学運営上、特に必要と認める者に限られる（「業績活用型再雇用制度要項」2対象者）。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-5：「研究科の設置の趣旨等を記載した書類」
- ・添付資料 3-1：「兵庫県立大学教職員就業規程」
- ・添付資料 3-2：「兵庫県立大学教員人事規程」
- ・添付資料 3-3：「兵庫県立大学教職員懲戒規程」
- ・添付資料 3-4：「会計研究科教員選考規程」
- ・添付資料 3-5：「会計研究科教員の選考基準に関する規程」
- ・添付資料 3-6：「会計研究科候補者選考委員会規程」
- ・添付資料 3-7：「兵庫県立大学特任教授等称号授与規程」
- ・添付資料 3-10：「教員の採用手続き等の見直し・改善について」
- ・添付資料 3-11：「兵庫県立大学客員教員設置要綱」
- ・添付資料 3-12：「業績活用型再雇用制度要綱」

項目 15：専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価

各経営系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整えるとともに、専任教員の教育活動、研究活動の有効性、社会への貢献及び組織内運営等への貢献について検証し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

<評価の視点>

- 3-17：専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。〔F群〕
- 3-18：専任教員に対する個人研究費が適切に配分されるとともに、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境が用意されていること。〔F群〕
- 3-19：専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）が保証されていること。〔F群〕
- 3-20：専任教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F群〕
- 3-21：専任教員の研究活動について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F群〕
- 3-22：専任教員の社会への貢献及び組織内運営等への貢献について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F群〕
- 3-23：専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献及び組織内運営等への貢献を推奨するために、どのような特色ある取組みがあるか。〔A群〕

<現状の説明>

3-17：専任教員の授業担当時間

専門職大学院の授業は高度に専門化されたレベルであるため、教員は相当程度の準備が必要である。また、本専攻では独自の教材開発に力を入れており、それが可能なように専任教員の授業担当時間に配慮している。本専攻では、経営学部の授業も含め、教授は1年間に16単位、准教授は12単位の授業を担当することになっている。なお、大学院経営学研究科博士後期課程の科目は、従来から算入していない。実際の平均授業担当時間は、教授が16.2単位、准教授が12.0単位である。

上記の基準に照らして一時的に超過負担になる場合は、速やかに解消するように努め、数年間でみて平準化されるようにしている。なお、みなし専任教員は、原則として8単位である。

3-18：専任教員の教育研究環境

個人研究費について、本専攻では教員個人に一律に配分する「個人研究費」という考えはなく、限られた資源を本専攻の固有の目的を達成する観点から効率的に配分するという考えを持っている。しかし、それは決して専任教員の教育研究活動に必要な資金を配分しないということの意味するのではない。本専攻のある神戸商科キャンパスに立地する学部には所属する教員の個人研究費と同額を最低限保障した上で、本専攻に配分される特色化戦略推進費、入試経費、その他を、本専攻の固有の目的を達成するために必要な教育研究活動に戦略的に配分するという意味である。

個人研究室については、特任教員4名を含め、専任教員15名全員が、神戸商科キャンパス内で各1室の個別研究室(19.5㎡)を使用している。そして、そこには次の備品を標準装備している。ただし、教員本人が必要ないと認めた備品は備えていないことがある。また、個別研究室では神戸商科キャンパスの情報処理教育システムを利用して、ウェブ閲覧、大学専用のメールアドレスの利用、本学が用意した電子ジャーナルの閲覧、共有ドライブによる教材の提示などが可能である。

個人研究室の標準備品

机および椅子、電気スタンド、ソファベッドまたは応接テーブル(いずれかを選択)、書架、衝立、更衣ロッカー、傘立て、PCおよびプリンタ

3-19：教育研究活動に必要な機会(例えば、研究専念期間制度)の保証

本学には研究専念期間制度はない。それに代わるものとして、内地留学および海外研究員の制度がある。前者は、「教員を国、公、私立の大学その他の教育研究機関に派遣し、特別の題目につき研究せしめ、教授力向上の機会を与え教育の振興を図ること」(「兵庫県立大学神戸商科キャンパス教育職員内地留学に関する内規」第2条)を目的とし、後者は、「教授又は研究の能力等を向上させることを目的に、その者の専攻する学問分野等について研究調査し、または学会等に参加する」(「兵庫県立大学海外出張取扱要綱」第2条第1号)ことを可能にする制度である。なお、本専攻の教員がこれらの制度を利用した事例はまだない。

3-20：専任教員の教育活動の評価

本学では、「教員の教育・研究・社会貢献等の活動状況とその成果を多角的に評価することを通じ、教員自らの活動を活性化させるとともに、本学の諸活動を充実発展させ、中期目標等の達成に寄与すること」を目的として、全専任教員(特任教員および特命教授を除く)を対象とした教員評価制度を導入している。ただし、本専攻の場合、特任教員および特命教授の活動状況および貢献度を把握するため、特任教員および特命教授も対象に含めている。

評価の対象は、教育、研究、社会貢献、管理・運営にわたるが、教育活動に関する評価項目は、①大学院学生(博士前・後期課程)の直接指導人数、②学位(学士・修士・博士)論文またはこれに準ずるものの指導人数、③クラス担任、進路・就職指導、④課外活動責任者等、⑤学生生活相談・指導、⑥指導した学部学生や大学院学生が学術雑誌等に発表した論文、⑦指導した学部学生や大学院学生の学会発表、国内会議論文、受賞等、⑧研究生、留学生等の受入人数と指導人数、⑨教育活動の実施状況、⑩教育活動改善への取組状況、⑪講義・演習・実習等の実施状況、⑫学生による授業評価アンケートとその活用、⑬学部および大学院学生の海外留学、⑭教育活動に対

する受賞、⑮他大学における非常勤講師、⑯その他、である。

3-21：専任教員の研究活動の評価

前述のように、本学では教員評価制度を導入している。研究活動に関する評価項目は、①学術論文、②学会からの招待論文、③著書、④学術書・論文等の翻訳、⑤書評、⑥国際学会における発表、⑦国内学会における発表、⑧学会活動、⑨研究業績に対する受賞、⑩特許等、⑪国際交流、⑫海外での研究、⑬国内交流、⑭海外出張、⑮その他、である。

3-22：専任教員の社会への貢献及び組織内運営等への貢献の評価

前述のように、本学では教員評価制度を導入している。社会への貢献に関する評価項目は、①審議会等への参画、②他機関等における特別講義等、③生涯学習、④産学・地域連携等、⑤国際交流、⑥社会貢献活動に対する受賞、⑦新聞・雑誌などへの掲載、テレビ・ラジオなどへの出演、⑧その他、である。また、組織内運営等への貢献に関する評価項目は、①副学長、②部局長、副機構長、学生副部長、学部学生部長、自然・環境科学研究所次長、学術総合情報センター副センター長、学術情報館長、③評議員、運営協議会委員、④学長特別補佐、⑤センター長補佐、⑥全学委員会委員（長）、部会等の委員（長）、⑦部局委員会委員（長）、部会等の委員（長）、⑧その他、である。

3-23：専任教員の貢献を推奨するための特色ある取組み

専任教員の貢献を推奨するための仕組みとしては、前述の教員評価制度の中で、各教員が教育、研究、社会貢献、管理・運営のそれぞれについて自らの目標を設定、申告し、その進捗や実行を自ら管理する、目標による管理を採用している。それに加えて、本学の方針として、平成27年度からは評価結果を査定昇給や勤勉手当へ反映させること、平成28年度からは研究費配分へ反映させることを検討している。

<根拠資料>

- ・添付資料 3-8：「兵庫県立大学本部評価委員会規程」
- ・添付資料 3-9：「会計研究科教員評価委員会規程」
- ・添付資料 3-13：「兵庫県立大学神戸商科キャンパス教育職員内地留学に関する内規」
- ・添付資料 3-14：「兵庫県立大学海外出張取扱要綱」
- ・添付資料 3-15：「教員評価制度の実施について（様式を含む）」
- ・「基礎データⅡ・2 専任教員個別表（表3）」
- ・「基礎データⅣ・1 教員研究室（表8）」

【3 教員・教員組織の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

本学では教員評価制度を導入し、マネジメントの手法として目標により管理を導入しており、今後は給与等や研究費配分に評価結果を利用する方針である（評価の視点 3-20、3-21、3-22、3-23 参照）。これは、成果に対する報酬というインセンティブを与えようとするものである。しかしながら、運用の仕方によっては必ずしも上手くいくものではないので、注意が必要である。

(2) 改善のためのプラン

そもそも目標による管理はマネジメントの手法であって、人事考課の手法ではないことを前提に運用する。教員間の比較を行うことが目的ではなく、それぞれの教員に期待される業務の改善を目的とするなら、特に教育や管理・運営の成果は個人にのみ帰結するものではないため、目標を共有するコミュニケーションが重要である。また、給与等への反映では、部局長が査定昇給ならびに勤勉手当の加算対象者を内申することになっており、また、研究費配分への反映では、控除割合、傾斜割合については部局の特性に応じて決定することができるため、本専攻に独自の基準を作ることが必要である。

4 学生の受け入れ

項目 16：学生の受け入れ方針、定員管理

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定するとともに、事前にこれらを公表することが必要である。また、各経営系専門職大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。さらに、固有の目的を実現するため、受け入れる学生の対象を設定し、そうした学生を受け入れるための特色ある取組みを実施することが望ましい。

<評価の視点>

4-1：明確な学生の受け入れ方針が設定され、かつ公表されていること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群、L群〕

4-2：学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続が設定されていること。〔F群〕

4-3：選抜方法・手続が事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されていること。〔F群〕

4-4：入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によって受け入れていること。〔F群〕

4-5：入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍学生数が適正に管理されていること。（「大学院」第10条第3項）〔F群、L群〕

4-6：受け入れ学生の対象は、固有の目的に即して、どのように設定されているか。また、そうした学生を受け入れるために、どのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

4-1：学生の受け入れ方針の設定と公表

本専攻は、次のように学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、これを本専攻の学生募集要項、パンフレット、ホームページ等に掲載し、周知している。また、進学説明会では必ず言及している。なお、受験者のほとんどは、ホームページを通じて本専攻の情報を入手していることを確認している。

会計研究科は、①監査証明業務および保証業務などの担い手、②民間部門における専門的な実務の担い手、③公的部門などにおける専門的な実務の担い手である、会計専門職に関わる多様な人材を育成することを目的としています。したがって、育成しようとする人材に関連する分野における専門知識の程度や学習履歴、学習意欲に基づいて判定することが重要であるという考え方に基づいて入学試験を実施します。

4-2：学生の受け入れ方針に基づく適切な選抜基準・方法・手続の設定

本専攻では、平成27年度入試（平成26年度実施）において、下表のように入学試験を実施した。異なる選抜方法を採用することにより受験者に多様な機会を提供することを意図して、一般入試と推薦入試を合わせ、4回の入学試験を実施している。

一般入試と推薦入試とでは、選抜方法のみならず、出願資格にも相違がある。一般入試においては、学力試験として、9月入試では6科目から2科目選択、1月試験では財務会計1科目のみ、3月入試では財務会計・管理会計の2科目を課している。これは、多様な履歴を有する学生を幅

広く受け入れるという方針に基づくものである。すなわち、一般入試（9月）では、財務会計と管理会計の学習を必ずしも要求していないのに対して、一般入試（1月）では財務会計のみは学習していることを、一般入試（3月）では財務会計と管理会計の両方を学習していることを要求している。これは、入学時点で財務会計と管理会計について一定の能力を有していることが不可欠であると考えているからである。そのため、試験合格者には合格通知時に併せて「入学前学習の手引」を送付し、その学習の手助けをしている。

なお、一般入試（9月）は、通常の卒業見込者および既卒者のみを対象とし、早期卒業見込者および飛び級対象者は受験できないことにしている。その理由は、入試実施日には2年分の成績しかないため、判断材料として十分でないと考えているからである。

他方、推薦入試における口述試験においては、各受験者に対して異なる専門領域を持つ3名の口述試験委員を配し、それぞれの多様な専門領域から口述試験を行うことにより、受験者の能力の判断を行っている。なお、GPAに基づく限り、一般入試合格者と推薦入試合格者の間に顕著な相違がないことを確認している。

平成27年度入試の実施状況

種 別	試験実施日	選抜方法	筆記試験の科目
一般入試	平成26年9月13日（土）	筆記試験 面接試験	財務会計（商業簿記を含む）、管理会計（原価計算を含む）、租税法、公会計、統計学、経営学から2科目選択
	平成27年1月31日（土）	筆記試験 口述試験	財務会計（商業簿記を含む）
	平成27年3月7日（土）	筆記試験 面接試験	財務会計（商業簿記を含む）、管理会計（原価計算を含む）
推薦入試	平成26年11月29日（土）	口述試験	———

4-3：選抜方法・手続の公表

本専攻の選抜方法・手続は、本専攻の学生募集要項、パンフレット、ホームページ等に掲載し、周知している。また、進学説明会では必ず言及している。なお、受験者のほとんどは、ホームページを通じて本専攻の情報を入手していることを確認している。

4-4：受験者の的確かつ客観的な評価

受験者の評価にあたっては、受験者のキャリアプランは明確であるか、それに相応しい資質およびそれを実現するに足る能力を備えているかという観点から行われる。筆記試験はもちろんのこと、面接試験や口述試験においても一定の基準のもとに受験者の成績は得点で示される。また、提出された書類（履歴書、学部の成績証明書および志望理由書）も内容を吟味して得点に反映される。そして、可否の判定は総合得点の多い順に行われる。

4-5：入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍学生数の管理

本専攻の入学試験実施結果は、下表のとおりである。平成23年度まで入学定員と入学者数はほ

ば一致していたが、現在、定員割れの状況にある。本専攻では、これまで定員を上回る受験者を確保していたが、平成26年度は大幅な受験者・入学者の減少という事態になった。その背景には、監査法人への就職難、そして公認会計士試験合格者の減少、受験者の減少がある。この外部環境の悪化という事実はすでに数年前から生じていたが、現在、最も深刻である。

なお、入学試験の結果は要約版を本専攻のホームページに公表している。

過年度の入学試験の結果 (人数)

年 度	入試区分	定 員	志願者	受験者	合格者	入学者
平成19年度	一般前期	40	20	20	12	12
	一般後期		14	13	6	5
	推 薦		32	32	25	25
	合 計		66	65	43	42
平成20年度	一般前期	40	36	32	22	14
	一般後期		18	17	16	14
	推 薦		14	14	12	12
	合 計		68	63	50	40
平成21年度	一般(9月)	40	37	33	23	20
	一般(1月)		17	17	8	8
	一般(3月)		13	11	2	2
	推 薦		19	19	13	12
	合 計		86	80	46	42
平成22年度	一般(9月)	40	41	38	26	25
	一般(1月)		16	14	6	4
	一般(3月)		8	7	4	4
	推 薦		15	15	8	7
	合 計		80	74	44	40
平成23年度	一般(9月)	40	31	28	21	19
	一般(1月)		11	11	8	7
	一般(3月)		11	7	4	4
	推 薦		13	13	12	10
	合 計		66	59	45	40
平成24年度	一般(9月)	40	29	27	22	16
	一般(1月)		10	8	8	6
	一般(3月)		5	4	4	4
	推 薦		9	9	8	8
	合 計		53	48	42	34
平成25年度	一般(9月)	40	26	25	22	20
	一般(1月)		12	12	11	11

	一般（3月）		5	3	3	3
	推 薦		9	9	7	6
	合 計		52	49	43	40
平成26年度	一般（9月）	40	18	18	16	12
	一般（1月）		4	4	4	2
	一般（3月）		5	4	3	3
	推 薦		6	6	4	4
	合 計		33	32	27	21
平成27年度	一般（9月）	40	8	8	8	—
	一般（1月）		10	10	8	—
	一般（3月）		3	2	1	—
	推 薦		11	11	11	—
	合 計		32	31	28	—

（注）平成27年度の入学者は、平成27年3月27日に確定する。

4-6：受け入れ対象とする学生を受け入れるための特色ある取組み

受け入れ学生の対象は、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に示したように、会計専門職業人を志す者である（評価の視点4-1参照）。新卒であるか既卒であるか、その他受験者の属性による限定をしていない。

このように広く門戸を開く一方、本専攻は、本学の経営学部と連携した専門一貫教育の実現を目指しており（評価の視点1-7、7-6参照）、当該経営学部は早期卒業の制度を設けている。過年度の入学試験の結果を見ると、本学出身者の新卒者のうち、およそ4割が早期卒業者である。その多くは推薦入試（11月実施）を受験しており、早くから目標が明確な学生を受け入れることができている。

<根拠資料>

- ・添付資料1-2：「会計研究科学生募集要項（平成27年度入試）」
- ・添付資料1-3：「会計研究科パンフレット（平成26年度）」
- ・添付資料4-3：「会計研究科入学試験実施要領」
- ・添付資料4-4：「入学前学習の手引」
- ・「基礎データⅢ・1 志願者・合格者・入学者数の推移（表5）」
- ・「会計研究科の概要 本専攻のホームページ」

<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/outline.html>

- ・「進学説明会 本専攻のホームページ」

<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/entrance/setsumeikai.html>

- ・「過年度の入学試験結果 本専攻のホームページ」

<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/entrance/result.html>

項目 17：入学者選抜の実施体制・検証方法

各経営系専門職大学院は、入学者選抜について責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。また、学生の受け入れのあり方を検証するための組織体制・仕組みを設け、継続的に検証することが望ましい。さらに、固有の目的に基づき、特色を伸長するため、入学者選抜の実施体制等について特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

4-7：入学者選抜が責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施されていること。〔F群〕

4-8：学生の受け入れ方針、対象及び選抜基準・方法等、学生の受け入れのあり方を検証するために、どのような組織体制・仕組みを設け、継続的に検証しているか。〔A群〕

4-9：固有の目的に即して、入学者選抜の実施体制等に関してどのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

4-7：入学者選抜の実施体制

本専攻では、入学試験委員会が責任をもって入学試験を実施している。この委員会は、研究科長を長とし、5名の委員から構成されている。選抜方法、選抜日程、出願資格の決定等を教授会で決定した後、入学試験委員会が、出題採点者、問題点検者、口述試験および面接試験の担当者その他実施に関わるすべての事項を決定している。

実施体制としては、研究科長を実施責任者、入学試験委員会副委員長を運営責任者とし、本専攻のすべての専任教員および学務課の事務職員によって入学試験を実施している。実施要項その他のマニュアルは独自に作成している。また、合否判定については、入学試験委員会が資料を取りまとめ、受験者を匿名とした上で、教授会で決定している。

4-8：入学者選抜の検証

本専攻では、入学試験制度委員会が、毎年度3月に見直しを行い、変更すべき点があれば教授会で審議し決定している。これまでにを行った変更は、下表のとおりである。

入学者選抜に関する変更点

年 度	変 更 点
平成21年度入試	一般入試（1月）の実施。
〃	推薦入試の出願資格の変更。当初、推薦入試は、受験者の有する専門知識の程度と学習履歴をある程度把握できる受験者を対象とするという意味で、学内進学者に限定していたが、受験者の機会均等を確保するため、他大学出身者も推薦入試の受験を可能にした。
〃	筆記試験科目の見直し。当初、一般入試で選択科目として監査を設けていたが、受験者の少ない筆記試験科目の存廃について検討し、多様な人材を育成するには多様な筆記試験科目を設けるとの方針を確認した上で、監査の前提として財務会計が位置づけられることから、この方針に反しないと判断し、監査を廃止した。
平成24年度入試	筆記試験科目の見直し。当初、一般入試（3月）は、一般入試（9月）と同様に、幅広く選択科目を認めていたが、入学時に財務会計と管理会計について一定の能力を有していることが不可欠であると考えたため、筆記試験科目を財務会計、

4-9：入学者選抜の実施体制等に関する特色ある取組み

可否の判定において人物評価も重要な要素である。面接試験および口述試験は、3名ひと組で行われ、受験者のキャリアプランを考慮することに加えて、研究者教員と実務家教員のいずれか一方に偏らない組み合わせ、また、年齢的にも偏らない組み合わせとしている。

<根拠資料>

- ・添付資料 4-1：「会計研究科入学試験委員会規程」
- ・添付資料 4-2：「会計研究科入学試験制度委員会規程」

【4 学生の受け入れの点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

平成26年度入学試験は大幅な定員割れにあることから、定員を回復することが最大の課題である。

(2) 改善のためのプラン

広報活動に一層力を入れている。具体的にはホームページを通じた情報発信力の強化である。一方で、面識のある大学教員に働きかけたり、過年度に受験実績のある大学や、提携関係にある海外の大学にパンフレットを郵送したりしている。また、本学の経営学部との連携強化には特に注力している。即効性のある対策は考えられないので、地道に努力を続けるほかない。

5 学生支援

項目 18：学生支援

各経営系専門職大学院は、学生生活及び修了後のキャリア形成、進路選択等に関する相談・支援体制を適切に整備するとともに、こうした体制を学生に十分周知し、効果的に支援を行うことが必要である。また、学生が学習に専念できるよう、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を適切に整備し、学生に周知することが必要である。さらに、障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。くわえて、学生支援について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

5-1：学生生活に関する相談・支援体制が適切に整備され、効果的に支援が行われていること。〔F群〕

5-2：各種ハラスメントに関する規程及び相談体制が適切に整備され、それが学生に周知されていること。〔F群〕

5-3：奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制が適切に整備されていること。〔F群〕

5-4：学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制が適切に整備され、効果的に支援が行われているか。〔A群〕

5-5：障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制が適切に整備され、支援が行われているか。〔A群〕

5-6：学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-7：固有の目的に即して、学生支援としてどのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

5-1：学生生活に関する相談・支援体制の整備

本学では、「学生支援機構」が学生生活に関する相談・支援体制の整備について企画、実施および総括を行っている（「兵庫県立大学学生支援機構規程」第1条）。後述するように、ハラスメントについては「人権啓発委員会」が扱い、学生のキャリア形成および就職支援については「キャリアセンター」が扱う体制となっている。また、心の健康相談については、「保健センター」が窓口とあり、毎週水曜日と金曜日の午後、臨床心理士が学生の相談に応じる体制をとっている。

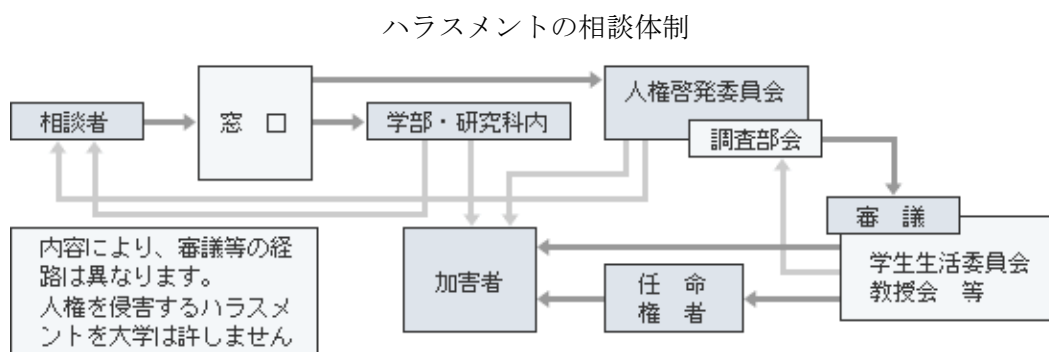
本専攻では、入学時にオリエンテーションを実施し、学生生活に関する相談・支援体制の説明を行っている。また、日頃は、「基礎演習」（1年次）および「研究演習」（2年次）を担当する教員が、学生生活全般の相談員としての役割も兼ねており、個別の相談に応じるとともに、組織的に対応すべき問題が生じたときには、学生生活委員会や教授会で検討し措置している。

5-2：各種ハラスメントへの対応

本学では、ハラスメントについては「人権啓発委員会」が扱っている（「兵庫県立大学人権啓発委員会規程」第2条）。ハラスメント防止のための具体的な措置として、「ハラスメント対策に関するガイドライン」を設け、全学的な体制を整えている。その中で、①各部局にハラスメント相談窓口を設置し、相談員を置く。学生に対する窓口は、「キャンパス学務課」または「保健室」等とすること、②ハラスメント対策に関する全学的機関としては、「人権啓発委員会」がこれにあたること、③ハラスメント対策に関する学部等機関としては、「学部等人権啓発委員会」がこれにあ

たることを定めている（下図参照）。

このもとで本専攻では、演習担当教員が第1次的な相談窓口となるが、さらに神戸商科キャンパス（経済学部・経営学部・大学院会計研究科・大学院経営研究科・政策科学研究所）で専任教員のうちから相談員を配置している。本専攻からは、2名（うち女性は1名）が相談員である。これについては、入学時のオリエンテーションなどで周知を図っている。



（本学のホームページ <http://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/harassment/index.html>）

5-3：経済的支援についての相談・支援体制の整備

経済的支援については、本専攻の学生生活委員会や「学務課（学生支援担当）」が窓口となり、学生の相談に応じている。具体的に経済支援の手段としては、奨学金以外には、授業料免除制度があり、両制度とも多くの学生が利用している。ちなみに過去3年間の利用実績は、下表のとおりである。なお、この利用実績は、それ以前も含め、本専攻のホームページに公表している。

平成26年度奨学金利用実績 (人数)

奨学金の種類		申請者	推薦者	利用者
日本学生支援機構	1種（無利息）のみ	4	4	4
	2種（有利息）のみ	1	1	1
	1種・2種併用	3	3	3
	外国人留学生学習奨励費	0	0	0
兵庫県私費外国人留学生奨学金（1年間・月額3万円給付）		5	5	5
瀧川奨学財団（1年間・月額3万円給付）		0	0	0

平成25年度奨学金利用実績 (人数)

奨学金の種類		申請者	推薦者	利用者
日本学生支援機構	1種（無利息）のみ	8	8	8
	2種（有利息）のみ	3	3	3
	1種・2種併用	3	3	3
	外国人留学生学習奨励費	9	0	0
兵庫県私費外国人留学生奨学金（1年間・月額3万円給付）		9	6	5
瀧川奨学財団（1年間・月額3万円給付）		1	1	1

平成24年度奨学金利用実績

(人数)

奨学金の種類		申請者	推薦者	利用者
日本学生支援機構	1種（無利息）のみ	8	8	8
	2種（有利息）のみ	1	1	1
	1種・2種併用	2	2	2
	外国人留学生学習奨励費	5	0	0
兵庫県私費外国人留学生奨学金（1年間・月額3万円給付）		5	4	4
瀧川奨学財団（1年間・月額3万円給付）		2	0	0

平成26年度授業料減免制度利用実績

(人数)

	申請者	全免許可者	半免許可者	不許可者
前期	10	8	0	2
後期	15	10	1	4

平成25年度授業料減免制度利用実績

(人数)

	申請者	全免許可者	半免許可者	不許可者
前期	7	5	2	0
後期	18	13	2	3

平成24年度授業料減免制度利用実績

(人数)

	申請者	全免許可者	半免許可者	不許可者
前期	11	6	2	3
後期	20	12	3	5

5-4: キャリア支援

本学では、学生のキャリア形成および就職支援については、キャンパスごとに設けられた「キャリアセンター」が扱っている（「兵庫県立大学キャリアセンター規程」第3条）。ここに「就職相談室」を設け、キャリアアドバイザーが個別就職相談（予約制）を行ったり、就職指導計画の立案・実施、キャリア支援システムを通じた情報提供を行ったりしている。

神戸商科キャンパスキャリアセンター就職支援戦略体系

～学生のニーズに沿った就職支援～

(1) 学生達の勤労観、職業観を育み、自立できる能力の醸成

- ① 産学連携講座
- ② ゼミにおける進路指導（ゼミ担当教員⇄キャリアアドバイザー⇄キャリアセンターとの相互連携）
- ③ キャリアアドバイザーによる就職支援講座
- ④ 基礎演習キャリア教育
- ⑤ インターンシップ
- ⑥ 就職ガイダンス（自己PR・面接対策・就職活動報告会等）
- ⑦ キャリアプランニングセミナー

(2) 適宜適切な就職情報の提供

- ① 求人情報の提供（採用意欲の高い企業 PR 誌等の提供他）
- ② 業種毎の企業説明会

(3) 明るく、開かれた就職相談の実施

- ① キャリアアドバイザーによるきめ細かな就職相談
- ② 進路希望調査の実施、集約
- ③ 進路決定報告の提出、集約（就職希望する学生全員の就職が成就できるよう支援）

それに加えて、本専攻では、「基礎演習」（1年次）および「研究演習」（2年次）を担当する教員が、学生生活全般の相談員としての役割も兼ねており、個別の相談に応じている。また、実務家教員が適宜アドバイスをしている。組織的に対応すべき問題が生じたときには、学生生活委員会や教授会で検討し措置している。具体的に、本専攻独自のキャリア支援は、下表のとおりである。このうち、公務員就職支援セミナーは平成26年度に初めて開催した。学生が自主的な勉強会を行い、これが効果的であったので、その経験を伝える旨、申し出があり、開催に至ったものである。

本専攻独自のキャリア支援

名 称	概 要
公認会計士キャリアセミナー	開催日：平成26年6月18日（水） 講 師：新日本監査法人の公認会計士（本専攻の修了者を含む） 対 象：公認会計士志望者
公務員就職支援セミナー	開催日：平成26年10月20日（月） 講 師：2回生の内定者 対 象：1回生の公務員就職希望者
民間企業就職支援セミナー	開催日：平成26年10月27日（月） 講 師：2回生の内定者 対 象：1回生の民間企業就職希望者
留学生就職支援セミナー	開催日：平成26年11月8日（土） 講 師：本専攻の修了者（元留学生）、2回生の内定者 対 象：1回生の留学生

5-5：障がいのある者、留学生、社会人学生等への支援

まず、障がいのある者については、現在、対象となる学生は在籍していないが、今後、入学したときには学生生活委員会が窓口になり、「学務課（学生支援担当）」と協力して必要な支援を行うことにしている。平成27年3月に全学的な指針として「障がい学生支援のガイドライン」を策定したので、これに基づいて運用することになる。

次に、留学生については、在留に伴う諸手続、住宅や生活上の諸注意、生活相談に関する情報、医療関係情報、トラブル・緊急時の対応、経済的支援に関する情報、学外の支援機関等をまとめた「留学生のための生活ガイド」を本学のホームページに掲載しており、入学時のオリエンテー

ションで案内している。

なお、平成26年度において11名の留学生が在籍しているが、入学前に日本語能力検定試験N1レベルに合格しているため、コミュニケーション上の問題はない。また、経済的支援については、授業料免除制度および奨学金制度において、全学的に留学生に配慮している。加えて学習面の支援として、留学生のうち成績優秀な学生に依頼して、学習の仕方をレクチャーする機会を設けている。

最後に、社会人学生については、本専攻は夜間に授業を行うことを前提とした社会人学生を募集していないため、現在在籍している学生は、休職制度を利用するなど、勉学に集中できる環境にある。そのため特別な措置は講じていない。

本専攻独自のキャリア支援

名 称	概 要
留学生学習支援セミナー	開催日：平成26年6月26日（木） 講 師：2回生の留学生 対 象：1回生の留学生

5-6：学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織への支援

本学は、神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学を統合して、平成16年4月に創設された。そのため同窓会組織も統合前から存続する「淡水会」と、既存の学部同窓会を母体とし、広く本学の在学生および教職員を含む連合組織である「兵庫県立大学学友会」とがある。それぞれの概要は、下表のとおりである。

本専攻独自の取組みとしては、修了生、学生、教員との絆を深め、ネットワークづくりを支援するために、ホームカミングデイを開催している。第1回は平成23年10月8日（土）、第2回は平成24年12月1日（土）に開催した。

淡水会の概要

設立日	昭和7年7月
目 的	会員相互の交誼を篤くして、母校の発展に資し、併せて社会に貢献する
正会員の資格	(1) 兵庫県立神戸高等商業学校、兵庫県立神戸経済専門学校、神戸商科大学および兵庫県立大学経済学部ならびに経営学部を卒業した者 (2) 神戸商科大学大学院修士課程を修了または博士課程を修了および単位取得退学した者 (3) 兵庫県立大学経済学研究科・経営学研究科を修了または単位取得退学した者 (4) 兵庫県立大学大学院会計研究科・経営研究科を修了した者
会員数	26,800名（平成26年3月31日現在）
事 業	(1) 機関紙「淡水」発刊、会員名簿の編纂 (2) 会費請求、名簿発送、住所、役職等の変更、修正、慶弔事項の受付などの事務局業務 (3) 役員総会、正副会長会議、常任理事会、新年会など諸会議運営 (4) 支部各種行事との支援、参加 等-

兵庫県立大学学友会の概要

設立日	平成20年2月27日
目的	兵庫県立大学（神戸商科大学、姫路工業大学および兵庫県立看護大学ならびにその前身となる学校を含む。）の同窓生、在学生および教職員の学部等を超えた交流と親睦を図り、全同窓生の益々の活躍に資するとともに、県立大学との緊密な連携・協力のもとにその発展を支援し、もって広く社会の発展に貢献する
正会員の資格	(1) 県立大学の同窓生および在学生 (2) 前号以外の県立大学の教職員および教員であった者
会員数	9,939名（平成26年3月31日現在）
事業	(1) 各学部・大学院等の同窓会および会員相互の交流・連携の推進 (2) 地域同窓会および職域同窓会等各種同窓会の設立支援 (3) 学友会員と県立大学との連携の推進 (4) 県立大学の教育・研究の支援 等

5-7：学生支援の特色ある取組み

本学では、学部および研究科に在籍するすべての学生を対象として学生生活実態調査を実施している（最新の調査は平成25年度実施）。これにより学生の指導・支援体制および環境整備の改善に努めている。ただし、これは全体的傾向を把握するためのものであり、個別の問題を把握するものではない。やはり学生から直接意見を聴取することが必要であり、有効である。そこで、学生の要望に対しては、学生生活委員会が対応している。また、年1回（原則として7月の第3水曜日開催）、学生の代表と研究科長との懇談会を設け、学生の意見を反映させるよう努めている。平成26年度は、学生研究室の時計の増設、清掃用具の設置を行った。

<根拠資料>

- ・添付資料 5-1：「兵庫県立大学学生生活支援機構規程」
- ・添付資料 5-2：「新入生オリエンテーション（学生生活関係）資料」
- ・添付資料 5-3：「兵庫県立大学人権啓発委員会規程」
- ・添付資料 5-4：「兵庫県立大学神戸商科キャンパス人権啓発委員会規程」
- ・添付資料 5-5：「ハラスメント対策に関するガイドライン」
- ・添付資料 5-6：「ハラスメント防止リーフレット」
- ・添付資料 5-7：「平成26年度に募集した奨学金のリスト」
- ・添付資料 5-8：「兵庫県立大学授業料等の免除等に関する規程」
- ・添付資料 5-9：「平成26年度後期授業料免除等申請要領」
- ・添付資料 5-10：「兵庫県立大学キャリアセンター規程」
- ・添付資料 5-11：「キャンパスキャリアセンター就職支援戦略体系（「兵庫県立大学就職活動ガイドブック」から抜粋）」
- ・添付資料 5-12：「平成26年度就職対策講座スケジュール」
- ・添付資料 5-13：「障がい学生支援のガイドライン（平成27年3月）」
- ・添付資料 5-14：「兵庫県立大学学生生活実態調査用紙（平成25年度実施）」

- ・「学生相談 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/campuslife/consult/index.html>
- ・「心の健康相談 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/healthcare/consult/index.html>
- ・「ハラスメントの相談体制 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/harassment/index.html>
- ・「留学生のための生活ガイド 本学のホームページ」
http://www.u-hyogo.ac.jp/international/international_students/guide/index.html
- ・「経済的支援 本専攻のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/support/support.html>
- ・「就職情報 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/career/>
- ・「淡水会（同窓会）のホームページ」
<http://www.tansuikai-jimukyoku.org/>
- ・「兵庫県立大学学友会のホームページ」
<http://gakuyuukai.org/summary/index.html>
- ・「ホームカミングデイ 本専攻のホームページ」
http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/after_graduation/home_coming_day.html
- ・「兵庫県立大学学生生活実態調査 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/campuslife/jittaichousa/index.html>

【5 学生支援の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

学生のなかには、修了後も引き続き国家試験等を受験する者もいる。そのような修了生に対する支援としては、本専攻が開催するキャリア支援のためのセミナーを案内するほか、科目等履修生となった場合には、自習用の机を用意するなど、可能な限り在学時に近い学習環境を提供するように努めている。

（2）改善のためのプラン

どのような支援が必要か、また可能かについて、今後、検討する予定である。

6 教育研究環境

項目 19：施設・設備、人的支援体制の整備

各経営系専門職大学院は、その規模等に応じて施設・設備を適切に整備するとともに、障がいのある者に配慮することも重要である。また、学生の効果的な自学自習、相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

6-1：講義室、演習室その他の施設・設備が、経営系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されていること。〔「専門職」第17条〕〔F群、L群〕

6-2：学生が自主的に学習できる自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等の環境が十分に整備され、効果的に利用されていること。〔F群〕

6-3：障がいのある者のために、適切な施設・設備が整備されていること。〔F群〕

6-4：学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーが適切に整備されていること。〔F群〕

6-5：教育研究に資する人的な支援体制が適切に整備されていること〔F群〕

6-6：固有の目的に即して、どのような特色ある施設・設備、人的支援体制を設けているか。〔A群〕

<現状の説明>

6-1：教育形態に即した施設・設備

本専攻が提供する授業科目において、必修および選択必修の科目の場合、最大50名程度の学生を収容することが可能な教室が必要である。また、選択科目の場合、20～30名程度の学生を収容することが可能な教室が必要である。さらに演習科目の場合、10名程度の学生を収容することが可能な教室が必要である。そのため会計研究棟には、下表のように、講義室3、演習室2を整備している。演習室が不足する場合には、会議室を使用することになっている。なお、講義室のみは、大学院経営研究科経営専門職専攻と共用である。

設備については、すべての講義室にAVシステム（スクリーンを含む）を設置している。そして、常設されている教卓PC、書画カメラおよびDVDプレイヤーから、静止画および動画の提示が可能である。演習室にもスクリーンを設置し、持参したPCおよびプロジェクタからの教材提示が可能である。いずれも円滑な資料の提示、解説が行えるようにしている。高度情報化社会に対応できるICT関連知識の習得が可能となるような学習環境として、すべての講義室と演習室に情報コンセントを取り付け、貸与されたPC（評価の視点6-4参照）によるインターネット接続が常時可能な環境を整備している。さらに、会計研究棟内では、無線LANによる通信も可能である。

これらの施設で、本専攻の提供する科目を開講するのは十分ではあるが、必要な場合には、神戸商科キャンパスの他の施設を利用することになっている。

会計研究棟の講義室および演習室

名称	収容規模	形態	設備	専用/共用
21講義室	36名	スクール形式	教卓PCおよびAVシステム設置	共用
22講義室	36名	スクール形式	教卓PCおよびAVシステム設置	共用
23演習室	10名	アイランド形式	スクリーン設置	専用

31講義室	54名	スクール形式	教卓PCおよびAVシステム設置	共用
32演習室	10名	アイランド形式	スクリーン設置	専用

6-2：学生用スペースの整備

会計研究棟は、平日の昼間はもちろん、夜間（午後10時まで）、休日（年末年始を除く）も利用可能である。そのため会計研究棟の出入りはカードキーで管理され、学生にはカードキーを貸与している。

棟内にある学生研究室は、下表のように、共同研究室の形態をとるものの、専用の机を用意し、1人1座席を確保している（全90座席）。各席には情報コンセントが設けられており、貸与されたPCによるインターネット接続ができる。また、貸与されたPCから利用できるプリンタを各学生研究室に1台（計4台）設置しており、常時利用が可能である。演習室は、授業で使用していなければ、自習のため開放している。

そのほか学生相互の交流のため、1階に学生ホール（48.0㎡）を設けている。

会計研究棟の学生研究室

名称	面積	収容規模	設備
24学生研究室	51.6㎡	27座席	全座席情報コンセント有り、プリンタ1台
25学生研究室	36.0㎡	18座席	〃
33学生研究室	48.0㎡	25座席	〃
34学生研究室	42.0㎡	20座席	〃

6-3：障がいのある者への配慮

会計研究棟を含む神戸商科キャンパスは、「兵庫県の福祉のまちづくり条例」第13条第2項に基づいて、①車いすで通行できる傾斜路の設置、②車いすで通行できる幅員の確保、③視覚障害者誘導用ブロックの設置その他の高齢者等の利用に配慮した誘導または案内の設備の設置、④階段の手すりの設置、⑤車いすで利用できるエレベーター、便所および駐車場の設置等の基準に基づいて整備されている。神戸商科キャンパスは傾斜地に建設されたため、当初からユニバーサルデザインではなかったが、平成17年度および18年度に誘導ブロック、身障者用カーポート、オストメイトトイレ、エレベーター等を設置する工事を実施し、教育研究に支障がないようにしている。

現在、神戸商科キャンパスのユニバーサル施設情報は下表のとおりである。なお、この情報は本専攻のホームページに掲載している。

神戸商科キャンパスのユニバーサル施設情報

駐車場	敷地内 通路 (建物前)	主な外部 出入口	トイレ	誘導案内	昇降設備	観客席	乳幼児 コーナー	その他
  	 		  	 	 			 

6-4：情報インフラストラクチャーの整備

本専攻の教育研究に関連する情報インフラストラクチャーは、基本的に、「兵庫県立大学ネットワークシステム」「兵庫県立大学情報処理教育システム」および「兵庫県立大学学生情報システム」に依存し、それにより信頼性、効率性、安全性を担保している。まず、「兵庫県立大学ネットワークシステム」により、兵庫情報ハイウェイを活用した高速インターネット通信とともに、ファイアウォール、ネットワークプロキシ、DNS (Domain Name System)などのサービスが提供されている。次に、「兵庫県立大学情報処理教育システム」により、共通認証および電子メール（ウェブメールを含む）のサービスが提供されている。そして、「兵庫県立大学学生情報システム」では、日本システム技術株式会社の UNIVERSAL PASSPORT EX を導入しており、このシステムを通じて、学生は履修登録やシラバスの参照を行い、教員はシラバス登録、履修者名簿の確認、成績登録などを行っている。

本専攻独自の取り組みとしては、エンドユーザのPC環境の整備を行っている。教員は、個別研究室でネットワークに接続可能なPCを利用している（評価の視点 3-18 参照）。他方、学生には、本専攻独自で、会計研究棟内で使用できるPC（ノート型、Windows7 SP1、MS-Office2010 搭載）を、入学時に1台ずつ貸与している。学生は、貸与されたPCを、実質的に個人専用として修了時まで利用できる。このPCは、講義室、演習室、学生研究室で利用可能であり、授業や自習に使われている（評価の視点 6-1、6-2 参照）。

なお、前回受審時には、PCが42台（講義室に設置した3台を除く）であったため、その都度貸し出していたが、平成24年度から学生1人当たり1台を確保できるようになった。現在、学生への貸与用として、予備を含めて83台のPCを運用している。これらのPCについては、管理者による1年ごとの定期メンテナンスに加え、状況に応じた臨時メンテナンス、学生用アカウントによる権限の制限などによる安全性の確保に努めている。また、貸与用のPC以外にも、本専攻独自に共用の情報機器類を設置している。まず、各教室に教卓PCを設置し、各演習室に自習用PCを配置している。また、特殊周辺機器類（大型プリンタ、カラープリンタ、スキャナ等）と、それらを操作するためのPCを非常勤講師室に配置している。そして、共用情報機器類の認証および管理

を行うために Windows サーバを設置し、本専攻独自のドメインを運用している。

ネットワークについては、「兵庫県立大学ネットワークシステム」により、各教員の研究室および会計研究棟への有線LANが完備されている。会計研究棟内においては、建屋コアスイッチから有線LANおよび無線LANを構成している。まず、有線LANについては、会計研究棟内の各所に設けられた計250個の情報コンセントに、許可された情報機器類（学生への貸与PCを含む）を接続することにより利用できる。すべての講義室、演習室および学生研究室に、情報コンセントがくまなく配置されていることから、場所と時間の制約がない環境で、インターネット接続やプリントアウトが可能である。無線LANについては、アクセスポイントを4か所設置し、会計研究棟を5.18GHz帯（IEEE802.11a）および2.41GHz帯（IEEE802.11b/g）の無線エリアでカバーしている。この無線LANには、許可された学生および教員ならば、私有する情報機器類も接続できる。そのため、この無線LANを他のネットワークと論理的に分離し、リスクの波及を防いでいる。

情報システムの利活用のための規則については、「兵庫県立大学情報ネットワーク管理運用規程」および「兵庫県立大学情報処理教育システム管理運用規程」のもと、「情報倫理要領」「セキュリティポリシー」が制定されている。また、本専攻独自に、「会計研究科情報処理システム管理規則」および「会計研究科情報処理システム利用手引」を制定し、情報システムの円滑な利活用を図っている。

6-5：教育研究に資する人的な支援体制の整備

教育を支援する人的体制について、本専攻の教務に関する事務は、事務組織の中の「学務課」が担当している（評価の視点7-7参照）。履修登録、成績処理、各種証明書発行など、基幹的業務は「学務課」が担っている。それに加えて、専門職大学院である本専攻の場合は、教材等の保管、成績評価の基になった答案用紙、レポートその他の提出物の保管、修了者データの整備、アンケート結果の集計など、他の学部や研究科にない業務が存在する。そのため会計研究棟内で本専攻の窓口業務を担当する臨時職員4名（ただし、交代で平日10:00～16:00勤務）を委嘱している。また、「会計研究科情報処理システム」の管理業務のため、専門的スキルを持った臨時職員1名（原則として週1日勤務）を委嘱している。

他方、研究を支援する人的体制について、本学と産業界を結び、研究協力および学術交流を積極的に推進するとともに、地域社会に開かれた大学としてその知的財産を地域社会に還元し、社会に貢献することを目的として、「兵庫県立大学産学連携・研究推進機構」が設置されている。その主な業務は、産業界等との共同研究および受託研究の企画・推進、産業界等との先端的共同研究プロジェクトの実施支援、地域連携型研究の推進、各種相談業務、新たな交流企業の開拓、産学連携にかかるコーディネート業務、関係外部機関との連携体制の構築、大学発ベンチャー企業創出支援、教員の研究内容の紹介（研究者データベース）である。そして、6名の専門コーディネーター（うち2名が知的財産コーディネーター）が配置されている。

6-6：特色ある施設・設備、人的支援体制

本専攻の教育目的に適合した会計研究棟の整備と、人的支援体制の整備をあげることができる（評価の視点6-1、6-2、6-4参照）。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（149 頁 会計研究棟案内図）
- ・添付資料 6-1：「会計研究棟利用の手引」
- ・添付資料 6-2：「会計研究棟入館用カード貸与の取扱いについて」
- ・添付資料 6-3：「会計研究棟学生研究室における自習用机貸与の取扱いについて」
- ・添付資料 6-4：「兵庫県立大学情報ネットワーク管理運用規程」
- ・添付資料 6-5：「兵庫県立大学情報処理教育システム管理運用規程」
- ・添付資料 6-6：「会計研究科情報処理システム管理規則」
- ・添付資料 6-7：「会計研究科情報処理システム利用手引」
- ・添付資料 6-10：「会計研究棟平面図」
- ・添付資料 6-11：「兵庫県立大学産学連携・研究推進機構規程」
- ・「神戸商科キャンパスのユニバーサル施設情報 本専攻のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/environment/facilities.html>
- ・「情報倫理要領およびセキュリティポリシー 本学のホームページ」
<http://media.laic.u-hyogo.ac.jp/>
- ・「研究シーズ・産学連携 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/research/>

項目 20：図書資料等の整備

各経営系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

6-7：図書館（図書室）には経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。〔F群〕

6-8：図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。〔F群〕

6-9：固有の目的に即して、図書資料等の整備にどのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

6-7：図書資料等の整備

本学の図書館（「神戸商科学術情報館（図書部門）」：面積3,599㎡、蔵書数約53万冊、座席数約320席）は、本専攻の教育内容を修得するために必要な図書等の多くを、すでに保有している。電子ジャーナルも多数所蔵しており、目録情報のデータベース化によりOPAC（蔵書検索システム）が利用可能である。蔵書の分野別冊数は下表のとおりである。なお、現在の図書システムでは積み上げ方式により正確に冊数を把握することはできないため、「兵庫県立大学神戸商科キャンパス概要（2014年度）」のデータをもとに、構成比で案分して求めた数値である。この中で会計学の文献は、途中で分類法を変更したため、経済および商業に含まれている。

神戸商科学術情報館の蔵書数（平成26年4月1日現在）

社会科学部門	案分比（和）	案分比（洋）	案分比（計）	2014/4/1		
				冊数換算（和）	冊数換算（洋）	冊数換算（計）
社会科学	0.040	0.037	0.039	5,365	2,975	8,336
政治	0.068	0.041	0.058	9,270	3,284	12,505
法律	0.119	0.071	0.100	16,054	5,631	21,599
経済	0.523	0.686	0.585	70,900	54,587	125,780
財政	0.039	0.036	0.038	5,283	2,862	8,139
統計	0.013	0.010	0.012	1,780	772	2,546
社会	0.117	0.097	0.110	15,842	7,751	23,558
教育	0.060	0.013	0.043	8,176	1,069	9,160
風俗習慣、民俗学、民族学	0.015	0.006	0.012	2,079	503	2,565
国防、軍事	0.005	0.001	0.004	687	117	798
合計	1.000	1.000	1.000	135,436	79,551	214,987

産業部門	案分比（和）	案分比（洋）	案分比（計）	2014/4/1		
				冊数換算（和）	冊数換算（洋）	冊数換算（計）
産業	0.073	0.029	0.055	2,595	713	3,286
農業	0.077	0.033	0.058	2,713	798	3,488
園芸	0.005	0.001	0.003	169	26	194
蚕糸業	0.001	0.000	0.000	22	0	22
畜産業、獣医学	0.003	0.001	0.002	109	13	121
林業	0.006	0.002	0.004	225	38	260
水産業	0.006	0.001	0.004	214	13	225
商業	0.700	0.868	0.770	24,707	21,242	46,032
運輸、交通	0.109	0.055	0.087	3,853	1,346	5,173
通信事業	0.020	0.011	0.016	704	274	974
合計	1.000	1.000	1.000	35,312	24,464	59,776

6-8：図書館の利用条件

本学の図書館（「神戸商科学術情報館（図書部門）」）の利用条件は下表のとおりであり、学生の学習および教員の教育研究に関する多様なニーズに応じている。学部学生と比べて、大学院学生は優遇されていることがわかる。

また、「神戸商科学術情報館（図書部門）」を通じて、他キャンパス学術情報館、他大学図書館、国立国会図書館、兵庫県立図書館との間で、現物貸借、文献複写、訪問利用のサービスを利用することができる。

神戸学術情報館の利用案内

開館時間	1. 月曜日～金曜日 9：00～19：00 ただし、春季・夏季・冬季休業中は9：00～17：00 2. 土曜日 9：30～20：30
休館日	1. 日曜、祝日 2. 年末年始
貸出冊数・期間	1. 学部学生 5冊以内。2週間。 2. 大学院学生 30冊以内、4週間（ただし、指定図書は2週間）。 3. 教員 100冊以内。1年（ただし、閲覧室図書および製本雑誌は4週間。 指定図書は2週間。未製本雑誌（最新号は除く）は1週間）。

6-9：図書資料等の整備における特色ある取組み

本学の図書館（「神戸商科学術情報館（図書部門）」）の他に、「会計・経営研究資料室」を設け、テキスト、専門雑誌、参考書などの整備を進めている。これは、大学院経営研究科と共用

で、主に専門職大学院の学生および教員の利用に供している。なお、「会計・経営研究資料室」は、会計研究棟とは別棟に位置しているが、会計研究棟からは図書館よりも近い。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（146 頁 会計・経営研究資料室の位置）
- ・添付資料 6-8：「兵庫県立大学神戸商科キャンパス概要（2014 年度）」（22 頁抜粋 神戸商科学術情報館（図書部））
- ・添付資料 6-9：「会計・経営研究資料室利用の手引」
- ・兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術情報館」
<http://lib.laic.u-hyogo.ac.jp/laic/4/>
- ・「兵庫県立大学神戸商科学術情報館利用案内」
<http://lib.laic.u-hyogo.ac.jp/laic/4/information/index.html>

【6 教育研究環境の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

本専攻は、情報インフラストラクチャーの整備を着実に進めてきた。その結果、学生にPCを1台ずつ貸与することができている。今後、限られた予算の中でこのシステムを維持していくためには、一層の経費節減に努める必要がある。

（2）改善のためのプラン

中長期的には、現在のノート型PCからタブレット型PCへの移行を検討している。そのために利用実験を行っており、支障がないかどうかの確認をしている。

7 管理運営

項目 21：管理運営体制の整備、関係組織等との連携

各経営系専門職大学院は、管理運営組織・学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令等に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、教学等の重要事項については、経営系専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されることが重要であり、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を運用することが必要である。さらに、企業、その他外部機関との協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等を適切に行う必要がある。

なお、経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それら組織と連携・役割分担を行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-1：経営系専門職大学院を管理運営する固有の組織体制が整備されていること。〔F群〕

7-2：経営系専門職大学院の管理運営について、関連法令に基づく適切な規程が制定され、それが適切に運用されていること。〔F群〕

7-3：経営系専門職大学院の設置形態にかかわらず、教学、その他の管理運営に関する重要事項については、教授会等の経営系専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されていること。〔F群〕

7-4：経営系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されていること。〔F群〕

7-5：企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等が適切に行われていること。〔F群〕

7-6：経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

7-1：固有の組織体制の整備

本専攻は、独立研究科として設置され、「兵庫県立大学教授会規程」に基づき教授会を置き、専任教員は教授会構成員となる。教授会において審議する事項は、「会計研究科教授会」規程第7条に定めている。

また、個別の問題を処理するために、教務委員会、学生生活委員会、入学試験委員会、入学試験制度委員会、広報委員会、自己評価委員会、予算委員会等を設置している。全専任教員がいずれかの委員会に所属しており、それぞれの規程も整備されている。

(審議事項)

第7条 教授会において審議する事項は次のものである。

- (1) 研究科規程等の改廃、追捕に関する事項
- (2) 大学規則等に係る理事会又は教育研究審議会への申出に関する事項
- (3) 会計研究科長候補者の選考、教員の採用及び昇任に関する事項
- (4) 学生の入学、退学、除籍に関する事項
- (5) 学生の修学、修了、賞罰に関する事項
- (6) 教育課程に関する事項
- (7) 授業に関する事項
- (8) 開講科目並びにその担当教員の決定に関する事項

(9) 学生の円滑な修業等を支援するために必要な助言、指導その他援助に関する事項

(10) 予算の要求と配分の基本方針に関する事項

(11) 試験及び成績の決定に関する事項

(12) その他研究科に関する重要な事項

2 みなし専任教員及び他組織教員は、前項第4号から第9号及び第11号に関する事項にのみ、審議に出席することができる。

7-2：関連法令に基づく規程の制定とその運用

会計専門職業人を養成するという本専攻の目的を達成できるよう必要な規程を整備するとともに、本専攻の管理運営にあたっては、関連法令および学内規程に準拠することを旨としており、適切に遵守されている。そのため本専攻の管理運営に関する学内規程は、必要に応じて見直しを行い、教授会の議を経て改正している。

最近の大きな改正の必要性は、本学が平成25年度に公立大学法人へ移行したことに伴って生じた。従来の「兵庫県立大学学則」「兵庫県立大学大学院学則」を制定根拠とする「会計研究科規則」および「会計研究科規程」は、その根拠を失ったため廃止し、新たに制定を行った。

また、学校教育法等の一部改正に伴い、平成27年3月に本学の規程が改正されたため、本専攻の規程を改正する必要性が生じている。なお、この報告書は、改正前の規程に基づいて記載されている。

7-3：固有の専任教員組織の決定の尊重

本学は、「兵庫県立大学組織規程」第9条に、「大学に、教育又は研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く」と定め、これに基づき、「兵庫県立大学教授会規程」に、次のように教授会の審議事項を明らかにしている。「会計研究科教授会規程」第7条に定められた審議事項は、これに対応している（評価の視点7-1参照）。

(設置)

第2条 別表に掲げる大学の組織に、当該組織の教育又は研究に関する重要事項を審議するために教授会を置く。

2 別表に掲げる組織以外の組織に属する専任の教員は、別に定めるところにより教授会に代えて置かれる委員会に所属するものとする。

(構成)

第3条 教授会は、当該組織の教授をもって構成する。

2 当該組織の長は、必要に応じ、当該組織の准教授、常勤の講師及び平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項に定める教員を教授会の構成員に加えることができる。

3 当該組織の長は、必要に応じ、当該組織以外の教授、准教授、常勤の講師のうち当該組織の教育を担当する者を教授会の構成員に加えることができる。

(審議事項)

第4条 教授会は、次に掲げる教育研究に関する事項を審議する。

(1) 学部又は研究科の教育課程の編成に関する事項

(2) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項

- (3) 学生の円滑な修業等を支援するために必要な助言、指導その他援助に関する事項
- (4) 兵庫県立大学学部長等選考規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第17号）に基づく学部長等の選考及び公立大学法人兵庫県立大学教員人事規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第30号）に基づく教員の採用及び昇任の選考に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該教授会を置く組織の教育又は研究に関する重要事項

7-4：専任教員組織の長の任免等の基準とその運用

「兵庫県立大学組織規程」第10条の規定により、会計研究科の業務を管理するため、会計研究科長が置かれる。会計研究科長の任命、選考、任期等に関しては、「兵庫県立大学学部長等選考規程」に規定されている。その選考手続は、同規程第2条に基づき、下表のようになる。

(任命及び選考)

第2条 理事長は、理事会の選考に基づき、学部長等を任命する。

- 2 前項に規定する理事会の選考は、学部長等の推薦に基づいて行う。
- 3 学部長等は、前項の規定により学部長等候補者を推薦するときは、あらかじめ公立大学法人兵庫県立大学教授会規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第78号）第2条第1項に規定する教授会又は同条第2項に規定する教授会に代えて置かれる委員会の審議を経なければならない。
- 4 学校教育法（昭和23年法律第26号）第4条第1項第1号に規定する文部科学大臣の認可が必要な場合その他の理事会が特に必要と認める場合の学部長等の選考については、第2項の規定にかかわらず、学部長等の推薦に基づくことを要しないものとする。

(選考の時期)

第3条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に学部長等を選考する。

- (1) 学部長等の任期が満了するとき
- (2) 学部長等が辞任を申し出たとき
- (3) 学部長等が欠けたとき

- 2 学部長等の選考は、前項第1号に該当するときは任期の満了日の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当するときは速やかに行う。

(学部長等の任期等)

第4条 学部長等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第3条第1項第2号又は第3号に規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第5条 理事長は、学部長等が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学部長等たるに適しないと認めるときは、学部長等を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

- 2 理事長は、前項の規定により、学部長等を解任する場合には、あらかじめ理事会の議を経なければならない。

- 3 理事長は、学部長等を解任する場合には、その学部長等に弁明の機会を与えるものとする。

学部長等の選考事務について（フロー図）

	学部長等	教育研究審議会	理事会	理事長
手続	①推薦 (教授会で審議)		②選考	③任命
規程	①規程第2条第2項 規程第2条第3項		②規程第2条第1項 規程第2条第2項	

以上を受けて、本専攻は、「会計研究科長候補者選考規程」に従い、会計研究科教授会構成員の教授および准教授（みなし専任教員を除く）による選挙により会計研究科長候補者を選考している（第4条）。研究科長候補者として推薦される者は、研究科長就任時において会計研究科に所属する専任の教授（みなし専任教員を除く）である（第3条）。また、研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

（選考の時期）

第2条 教授会は、次の各号のいずれかに該当する場合に研究科長候補者の選考を行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長が辞任を申し出たとき。
- (3) 研究科長が欠けたとき。

2 教授会は、研究科長候補者の選考を前項第1号に該当するときは任期満了の日の60日前までに、同項第2号又は第3号に該当するときは速やかに行う。

（研究科長候補者の資格）

第3条 研究科長候補者として推薦される者は、研究科長就任時において会計研究科に所属する専任の教授（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項に該当する教員（以下「みなし専任教員」という。）を除く。）とする。

（選考の方法）

第4条 研究科長候補者として推薦される者の選考は、選挙の方法によるものとする。

（選挙資格者）

第5条 選挙資格を有する者は、選挙の日に本学に在職する者で、会計研究科教授会構成員の教授及び准教授（みなし専任教員及び会計研究科教授会規程（兵庫県立大学会計研究科規程第11号）第2条第3項に規定する者（以下「他組織教員」という。）を除く。）とする。

2 選挙の当日に休職中の者、海外出張中の者及び内地留学中の者は選挙権を行使することができない。

（選挙）

第6条 選挙は、単記無記名投票によりこれを行う。

- 2 選挙は、前条の規定により選挙権を行使し得る者が3分の2以上出席しなければこれを行うことができない。
- 3 不在者投票及び代理投票はこれを認めない。

（研究科長候補者の決定）

第7条 選挙によって投票総数の過半数を得た者を研究科長候補者とする。

2 投票総数の過半数を得た者がいないときは、得票多数の2名について更に投票を行い、得票多数の者をもって研究科長候補者とする。

3 得票同数のときは年長順によるものとする。

(任期)

第8条 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第2条第1項第2号又は第3号に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

7-5：外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等

本専攻では、「応用・実践科目」の中の「ケーススタディ科目」で、学外研修（インターンシップ）を実施している。これは、「会計研究科学外研修（インターンシップ）規程」に基づいて研修機関と覚書を締結している。また、学外研修（インターンシップ）の事業委託費および実施に伴う経費（主に旅費）は、授業料とは別に徴収している会計研究科教育充実費から支弁している。会計研究科教育充実費は、本専攻が経営学部および大学院経営研究科経営専門職専攻と共同で設置している、「産学公人材イノベーション推進協議会」の特別会計として管理しており、出納業務は同協議会事務局に委託している。

7-6：関係する学部・研究科等との連携・役割分担

本専攻は、経営学部、大学院経営学研究科博士後期課程、大学院経営研究科経営専門職専攻と連携する関係にある。本専攻および大学院経営研究科経営専門職専攻は、経営学部と連携した専門一貫教育の実現を目指している。また、本専攻と大学院経営研究科経営専門職専攻は、育成する人材は異なるが、いずれも高度で専門的な職業能力を有する専門職業人の育成を目的としており、一部の授業科目は関連性がある。そのため、本専攻の専任教員が、経営学部、大学院経営学研究科博士後期課程、大学院経営研究科経営専門職専攻の教育の一部を担うと同時に、本専攻の授業科目の一部で経営学部、大学院経営研究科経営専門職専攻の専任教員の応援を求めており、相互に人事交流を行うなど、連携を深める体制となっている。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科平成26年度講義要目」（61頁 会計研究科学外研修（インターンシップ）規程）
- ・添付資料 7-1：「兵庫県立大学組織規程」
- ・添付資料 7-2：「兵庫県立大学教授会規程」
- ・添付資料 7-3：「会計研究科教授会規程」
- ・添付資料 7-4：「会計研究科委員会諸規程」
- ・添付資料 7-5：「兵庫県立大学学部長等選考規程」
- ・添付資料 7-6：「会計研究科長候補者選考規程」
- ・添付資料 7-7：「会計研究科平成26年度委員会名簿」
- ・添付資料 7-8：「本学規程改正の新旧対照表（平成27年3月）」
- ・添付資料 7-9：「実習生派遣に関する覚書（様式）」
- ・添付資料 7-10：「産学公人材イノベーション推進協議会会計研究科教育充実費特別会計規程」

項目 22：事務組織

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに

支援するため、事務組織に関して特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-7：適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。（「大学院」第35条）〔F群、L群〕

7-8：事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。〔F群〕

7-9：固有の目的に即して、事務組織とその運営にどのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

7-7：適切な規模と機能を備えた事務組織の設置

本専攻の目的達成を直接支援する事務組織は、神戸商科キャンパス経営部の「総務課」「学務課」「学術情報課」の3課であり、その主な業務内容は下表のとおりである。なお、窓口受付時間は、原則として9:00～17:00（昼休み時間、11:45～12:45）である。

神戸商科キャンパス事務組織の概要

課名	担当名	教員・学生に係る主な業務内容
総務課	企画調整担当	教員の服務、給与、福利厚生、海外研究、出張等に関する事務
	経理担当	教員の経理事務全般、科学研究費助成事業、学生の施設利用に関する事務
学務課	入試グループ	学部の入学試験、大学入試センター試験に関する事務
	教務グループ	教務、研究科の入学試験、教授会・委員会の運営、学生の履修、成績管理、カリキュラム等に関する事務
	学生支援グループ	学生の授業料免除、奨学金、入学手続、キャリア支援、福利厚生、健康管理等に関する事務
学術情報課	図書館部門	図書等資料の管理、閲覧、受入等、目録データの登録等に関する事務
	情報システム部門	キャンパス情報処理教育システム、キャンパスネットワークおよびサーバの管理、運用、操作に関する事務

また、人員配置の状況については、統括者である神戸商科キャンパス経営部長、経営部次長を含め、正規職員は26名、このほかに再任用職員5名、嘱託員等職員（非常勤嘱託員・事務嘱託員・育休代替職員）21名、日々雇用職員5名で、合計57名の体制である（平成26年度5月1日現在）。なお、具体的な人員配置は、下表のとおりである。

事務組織の人員構成

	正規職員				非正規職員			合計
	部長	次長	課長	課員	再任用	嘱託員等	日々雇用	
総務課	1	1		10	1	9	1	23
学務課			1	9	2	7	2	21
学術情報課			1	3	2	5	2	13
合計	1	1	2	22	5	21	5	57

7-8：事務組織の適切な運営

前述のように、神戸商科キャンパスに「総務課」「学務課」「学術情報課」の3課を配置している。これら3課間の意思疎通を図り、有機的連携を保つため、毎月1回（原則として第1週）、経営部長、経営部次長（総務課長兼務）、学務課長、学術情報課長から構成される「課長会議」を開催している。

また、神戸商科キャンパス内の懸案事項の調整のため、毎月1回（原則として第2火曜日開催）、副学長、経済学部長、経営学部長、会計研究科長、経営研究科長、政策科学研究所長、学生副部長、学術情報館長、経営部長、経営部次長（総務課長兼務）、学務課長、学術情報課長から構成される「キャンパス部局長連絡調整会議」を開催している。

さらに全学的な見地から円滑な運営を図るため、キャンパス経営部長が、「教育研究審議会」（原則として第4水曜日開催）、「学部長等連絡会議」（原則として第4水曜日開催）にオブザーバーとして出席し、情報を共有できるようにしている。そして、「教育研究審議会」の前に「経営部長会議」を開催し（原則として第4水曜日開催）、管理運営に係る全学的な事務について意思疎通を図っている。

7-9：事務組織とその運営の特色

本専攻の事務を専ら担当する職員（主担当）は、「学務課」に所属する課員1名であるが、「学務課教務グループ」では他に副担当の課員1名を配置しており、相互に補完し合いながら、チームとして事務処理を行うグループ制を採用している。教務グループ（主担当・副担当を含む、課員4名、嘱託員等1名）は、神戸商科キャンパスに立地する学部および研究科に係る教務事務等を、互いに補いながら共同して処理している。

このように、入学試験やカリキュラム編成など事務が輻輳する時期においても、主担当の職員にかかる事務負担が過重とならないように、グループ内で協力し合って事務を遂行している。なお、学務課担当業務以外についても、それぞれの課または担当において事務を遂行し、特定の職員の過剰負担とならないように配慮している。

<根拠資料>

- ・添付資料 7-11 「平成26年度 兵庫県立大学神戸商科キャンパス経営部事務分掌表」

【7 管理運営の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

学校教育法等の一部改正が、平成27年4月1日に施行されることとなっており、本学および本専攻の規程についても総点検・見直しが必要となる。この報告書は、見直し前の規程に基づいて記載されており、法改正の趣旨に従って適正に管理運営を行う必要がある。

（2）改善のためのプラン

規程の改正は、学校教育法等改正法の施行に間に合うように行われるが、実際の運用が軌道に乗るまでには検討を要する事項が多いと考えられる。評価の視点 7-3 にある「教学、その他の管理運営に関する重要事項については、教授会等の経営系専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されている」の趣旨に合う運用がなされるよう、大学本部とすり合わせを行う。

8 点検・評価、情報公開

項目 23：自己点検・評価

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、その教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 8-1：自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、適切な評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取組みとして実施していること。（「学教法」第109条第1項）〔F群、L群〕
- 8-2：自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。〔F群〕
- 8-3：認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。〔F群〕
- 8-4：自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけているか。〔A群〕
- 8-5：固有の目的に即して、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等にどのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

8-1：自己点検・評価の組織的かつ継続的な取組み

本専攻は、平成21年3月に最初の修了者を送り出したことを契機に、平成19年度および20年度の活動について自己点検・評価に取り組んだ。その成果をまとめて「平成20年度自己点検・評価報告書」を作成し、本専攻のホームページに掲載している。なお、その評価基準は、大学基準協会の経営系専門職大学院基準を参考にしている。これ以降、分野別認証評価を受審した平成21年度を除き、継続的に自己点検・評価報告書を作成している。

自己点検・評価のための仕組みおよび組織体制としては、会計研究科自己評価委員会を設けている。継続的な自己点検・評価を本専攻の現状を客観的に把握し、必要な改善につなげる機会と捉えており、会計研究科自己評価委員会を中心にすべての専任教員で取り組んでいる。また、内部委員（本専攻の専任教員）に加えて、外部委員3名を委嘱している（「会計研究科自己評価委員会規程」第3条）。

また、本学では、開学以来、中期計画を策定し、その実績については、条例に基づいて、設置者（兵庫県）が設けた「兵庫県立大学評価委員会」によって定期的な評価を受けてきた。公立大学法人へ移行した後も、この仕組みに変わりはない。すなわち、地方独立行政法人法第28条第1項の規定により、年度計画に定めた事項ごとの業務の実績を記載した報告書を「兵庫県立大学法人評価委員会」に提出しなければならない。そのための本学の体制として、「兵庫県立大学自己評価委員会」を設けている（「兵庫県立大学自己評価委員会規程」第1条）。なお、会計研究科自己評価委員会は、「学部等委員会」として位置づけられている（同規程第8条第1項）。

現在の中期計画が「兵庫県立大学特色化プログラム（平成24年4月～平成31年3月）」であり、その中で「高度専門職業人の育成」が掲げられていること、本専攻の具体的なアクションプランとして、「会計国際化プログラムの開設」を目標とした特色化戦略を有していることは、既述のとおりである（評価の視点 1-7 参照）。

さらに、本学は平成21年度に機関別認証評価（認証評価機関：大学評価・学位授与機構）を受審したが、本専攻でもその評価基準に従って自己点検・評価を行った。特に教育内容および方法については、専門職学位課程に即した自己点検・評価が求められた。この評価結果も公表されている。

8-2：教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みの整備

本専攻では、自己点検・評価や認証評価を、本専攻の現状を客観的に把握し、必要な改善につなげる機会と捉えている。そのため、本専攻の評価活動は、自己評価委員会を中心に、すべての専任教員で取り組んでいる。その結果に基づいて教授会で審議したり、具体策を教務委員会、学生生活委員会、FD委員会などで取り上げたりして、情報の共有化と方針の徹底を図っている。

8-3：認証評価機関等からの指摘事項への対応

本専攻は、学校教育法第109条第3項に規定された分野別認証評価として、平成22年度に（財）大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を受審した。その結果は、「貴大学大学院会計研究科会計専門職専攻（経営系専門職大学院）は、本協会の経営系専門職大学院基準に適合していると認定する。」というものであった。また、総評では、「教育目的の達成および特徴の伸張のため、鋭意検討を行うことが望まれる諸点として指摘されるものの、貴専攻は、会計分野の専門職大学院として、全体的に適切な運営がなされ、かつ、優れた取組みも見られることから、総じて高く評価するところである。」というコメントをいただいた。一方、下表のように6点にわたり問題点（検討課題）の指摘を受けた。

問題点（検討課題）、改善状況および検討所見一覧

<p>平成21年度 大学基準協会経営系専門 職大学院認証評価結果</p>	<p>【問題点（検討課題）】</p> <p>(1) 「財務会計特論」の授業内容については、そのほとんどが環境会計およびCSRであり、これらは「財務会計」に固有の分野とはいえない。また、「公会計ケーススタディ」の授業内容については、そのほとんどが学校法人、公益法人等についてであり、これらは広い意味で「公会計」に含まれるものの、通常は公会計の基本・中心である政府（国・自治体）、独立行政法人等を欠いているため、一瞥しただけでは科目の内容が分からない。上記の2科目については、名称・分類・講義内容の再検討が望まれる。</p> <p>(2) 教育目的として「国際的視野」を掲げていることから、国際的動向を取り上げる科目の増設または各科目における国際的動向に関する内容の充実をより一層図るとともに、海外の大学との連携等、国際化に関する取組みについて、具体的なプログラムの策定を検討することが望まれる。</p> <p>(3) 「講義要目」については、「演習科目」をはじめ、一部の科目については講義内容の記載が簡素に過ぎるものも見受けられる</p>
--	---

	<p>ので、15回の講義内容の記載を充実させ、各科目間での統一性に配慮するなど、学生の便宜を図ることが望まれる。また、サイズがA5判であり、かつ、フォントも非常に小さく、印刷が鮮明でない部分があるので、もう少し閲覧に適した形態とすることが望まれる。</p> <p>(4) 教育効果を評価するための指標・基準の開発に取り組むとともに、経常的な評価システムを検討することが望まれる。</p> <p>(5) 一般入試（1月）と推薦入試（11月）との関係をはじめ、各入試制度間の整合性を図ることが望まれる。また、推薦入試の口述試験において、受験生の能力について明確な判断を行うことができる方法・体制を確立させることが望まれる。</p> <p>(6) 事務組織については、おおむね3年を1周期として部署の異動があることから、今後は継続性に配慮した人事がなされ、貴専攻に関する業務遂行のノウハウが適切に伝承されることが望まれる。</p>
<p>平成25年7月 「改善報告書」の提出</p>	<p>【問題点（検討課題）】</p> <p>(1) 「財務会計特論」については、その時々には制度化されていない特定の問題をトピック的に取り上げ、考察することを目的として設置している科目である。言い換えると、制度化されている財務会計領域についてはその他の財務会計科目において網羅されている。そのことから、今般、「会計国際化プログラム」の中で「英文会計」「IFRS会計」の2科目が新設され、財務会計科目のより一層の充実が図られたこと等もあり、平成25年度、「財務会計特論」は不開講としている。</p> <p>「公会計ケーススタディ」においては、公会計領域における事例を取り上げ、学外研修（インターンシップ）を実施している。しかも、その内容についてはシラバスに詳細に記載しており、その科目内容が分からないということは考えられない。また、「公会計ケーススタディ」では学校法人・公益法人等を中心としているが、それについては「公会計特論」において、政府（自治体）会計を中心に取り上げ検討していることから分かるように、当該科目と相互に棲み分けを図っている。なお、「一瞥しただけでは科目の内容が分からない」と指摘されているが、その科目内容についてはシラバスを併せて見て判断するものものと考えている。</p> <p>(2) 平成23年度にカリキュラムの改定を行い、「会計国際化プログラム」としてその中で国際的動向を取り上げる科目である「英文会計」「IFRS会計」を新設した。</p> <p>また、海外の大学等との連携については、本研究科において</p>

	<p>は大学間の学術交流協定に基づいて行っており、その一環として平成24年度には本研究科の教員が学術交流協定を締結しているエバークグリーン大学（米国）に半年間交換教員として赴任した。</p> <p>(3) 「講義要目」において、講義科目については15回の講義内容の記載を充実するように改善した。しかし、「基礎演習」「研究演習」については、学生との間で行う双方向的授業であることから、講義目的および到達目標は明確に記載する一方で、授業計画の記載は簡素化している。ただし、1回目のゼミをオープンゼミとして学生がゼミ担当教員から直接その授業計画等について詳しく話を聞く機会を設けており、学生の演習選択に支障はない。なお、「管理会計ケーススタディ」については、平成25年度に限り「開講時に掲示する」としているが、それは本学が平成25年度から公立大学法人となったことに伴い、急遽担当者の交代を余儀なくされたこと等によるものであり、現在ウェブ上で学生はそのシラバスを閲覧可能である。</p> <p>また、本学では履修登録は原則としてウェブで行っており、その際にパソコン画面でシラバスを参照することも、必要であればA4判等で印刷することも可能である。あくまでも履修指導や学生生活指導等のために「講義要目」を作成しているのであり、そのため持ち運びの利便性等からA5判で印刷している。そして、このサイズについて学生から苦情はない。なお、「印刷が鮮明でない部分がある」との指摘があるが、これについては鋭意配慮した。</p> <p>(4) 教育効果を評価するための指標・基準の開発に鋭意取り組んでいるところである。その一環として、本専攻では、平成24年度に「会計研究科（会計専門職大学院）における『教育の質』保証とFD活動に関する研究」という研究課題で本学特別教育研究助成金の交付を受け、検討を行った。しかし、経常的な評価システムを確立するには至っていない。そのことから、現時点においては、継続的に修了生の進路の把握、監査法人・企業等修了生の進路先との意見交換を行うことによって、情報の収集を進めている段階である。</p> <p>(5) 本専攻においては、一般入試（9月・1月・3月）と推薦入試の併せて4回の入学試験を行っている。一般入試と推薦入試とは、選抜方法のみならず、出願資格にも相違があり、このように受験者に多様な受験機会を提供している。一般入試においては、学力試験として、9月入試では6科目から2科目選択、1月試験では財務会計1科目のみ、3月入試では財務会計・管</p>
--	---

	<p>理会計の2科目を課すというようにその内容に変更を行っている。これは、本専攻が多様な履歴を有する学生を幅広く受け入れるという方針に基づくものである。すなわち、9月入試では、財務会計および管理会計の学習を必ずしも要求していないのに対して、1月入試では財務会計のみは学習していることを、3月入試では財務会計および管理会計を共に学習していることを要求しているのである。これは、本専攻に入学する時点には財務会計および管理会計について一定の能力を有していることが不可欠であると考えているからである。そのため、試験合格者には合格通知時に併せて「入学前学習の手引」を送付してその学習の手助けをしている。</p> <p>また、推薦入試における口述試験においては、各受験者に対して異なる専門領域を持つ3人の口述試験委員を配し、それぞれの多様な専門領域から口述試験を行うことにより、受験者の能力の判断を明確に行っている。そしてそのことは、GPAに基づく限り、一般入試合格者と推薦入試合格者の間にGPAに相違がないことから確認できる。</p> <p>(6) 事務組織においては、おおむね3年を1周期として部署の異動があるが、異動の場合には継続性を維持するために業務の引き継ぎ作業等が行われている。</p>
<p>平成26年3月 「改善報告書検討結果」</p>	<p>【問題点（検討課題）】</p> <p>(1) 貴専攻は当該問題点（検討課題）での指摘を受け、関係科目の充実を図るなどの改善の努力はみられるものの、「財務会計特論」及び「公会計ケーススタディ」の2科目については、名称・分類・講義内容の再検討が進んでおらず、改善されたとはいえない。</p> <p>なお、科目名称とその内容の整合性については、シラバスをあわせて見る必要があることも理解するが、科目名称からある程度内容が認識できるようにすることも必要であり、引き継ぎ、検討されることが望まれる。</p> <p>(2) 貴専攻は当該問題点（検討課題）での指摘に対し、「英文会計」及び「IFRS会計」を新設するなど国際化に向けた改善は進んでいるとみられるが、国際化のための具体的なプログラムの策定には至っておらず、一層の改善の余地がある。今後は、国際化のためのプログラムの策定について、検討を重ね、取り組んでいくことが期待される。</p> <p>(3) 貴専攻は当該問題点（検討課題）での指摘を受けたが、「講義要目」については、パソコンでシラバスを参照することは可能なシステムであるものの、印刷物のサイズはA5版のままであ</p>

	<p>り、フォントも小さいことから、閲覧が便利になったとは言い難い状況にある。また、印刷物が小さいこともあり、記載内容はまだ簡素に過ぎる状態である。講義内容の記載を充実させるためにも、引き続き、検討していくことが望まれる。</p> <p>(4) 貴専攻は当該問題点（検討課題）での指摘を受け、修了生の進路等の情報収集や貴大学の特別教育研究助成金の交付を受けるなどの努力がなされたことは認められるが、経常的な評価システムははまだ確立されているとはいえない。今後は、収集した情報等を分析し、貴専攻における教育効果を測定する仕組みを設けることが望まれる。</p> <p>(5) 貴専攻は当該問題点（検討課題）での指摘を受け、推薦入試の口述試験において、受験者の能力について明確な判断をできていないという点については見解の相違を唱えている。</p> <p>ただし、多様な入試形態における整合性については、試験合格者には合格通知時にあわせて「入学前学習の手引」を送付し、その学習の手助けとするなどの部分的な改善努力はあるものの、全体として抜本的な改善は行われていない。</p> <p>今後は、貴専攻が設定したアドミッション・ポリシーの観点から、複数回にわたって実施される入学試験の整合性がとれているか、受験者に対して十分に説明できているかといった点にも配慮し、改善への取組みを行うことが望まれる。</p> <p>(6) 貴専攻は当該問題点（検討課題）での指摘を受けたが、事務の継続性に関する人事面での配慮はあるとしても、3年周期の人事異動に変化はなく、改善されたとはいえない。</p> <p>評価当時に、貴大学学務課所属の専任1名を除いて、他の職員はすべて貴大学の他学部（大学院を含む）との兼務であることは理解しているが、貴専攻の教育研究活動に資する事務組織として円滑な運営がなされるよう改善を図ることが期待される。</p>
--	---

8-4：評価結果に基づく教育研究活動の改善・向上

分野別認証評価前回受審時に、「教育目的として『国際的視野』を掲げていることから、国際的動向を取り上げる科目の増設または各科目における国際的動向に関する内容の充実をより一層図る……ことが望まれる。」という指摘があった（評価の視点8-3参照）。本専攻は、善後策として平成23年度に、「会計国際化プログラム」として「英文会計」「IFRS会計」「IT監査」「経営情報システム」の4科目の新設を決定した。「英文会計」「IFRS会計」に「IT監査」「経営情報システム」を加えて、これを「会計国際化プログラム」と呼んだのは、工業社会から、産業の情報化と情報の産業化が同時進行する情報社会に移行するとき、情報化が自由化を、自由化が国際化を、そして、国際化が情報化を相互に促進する循環が形成されるため、国際化と情報化の両方に対応することが必要であるとの認識があったからである。これら4科目は、「発展科目」とし、そ

の中でも2年次に履修することが望ましい、相対的に上級の科目として位置づけた。

なお、「IFRS会計」については、既に入学している学生にも学習の機会を保障するため、先行的に「IFRS演習」という科目名のもと学習支援科目（ゼロ単位科目）として開講した。そして、平成25年度から4科目すべてを正規科目として開講している。この経緯は、下表のとおりである。

「会計国際化プログラム」実施の経緯

平成23年度	IFRS演習（学習支援科目）
平成24年度	IFRS演習（学習支援科目） 英文会計（正規科目）
平成25年度	IFRS会計（正規科目） 英文会計（正規科目） IT監査（正規科目） 経営情報システム（正規科目）

8-5：自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等の特色

本専攻は、平成20年度から独自の自己点検・評価に取り組んでいる。客観的な視点から自己点検・評価の検証を行うとともに、その後の改善活動の参考にするために外部委員3名を委嘱し、それぞれに自己点検・評価報告書について意見を求めている（会計研究科自己評価委員会規程第3条）。そして、寄せられた意見は、その性格に応じて所管する委員会で検討し、措置している。他方、中にはすぐに解決できない課題もある。たとえば定員割れの問題や修了後も引き続き国家試験等を受験する修了生への支援である。これらは既述のように、「検討及び改善が必要な点」として掲げている。

<根拠資料>

- ・添付資料 8-1：「兵庫県立大学自己評価委員会規程」
- ・添付資料 8-2：「会計研究科自己評価委員会規程」
- ・添付資料 8-3：「平成25年度自己点検・評価報告書」
- ・添付資料 8-7：「改善報告書」
- ・「自己点検・評価報告書 本専攻のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/hyouka.html>
- ・「兵庫県立大学中期目標・中期計画 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/outline/houjin/middle.html>
- ・「兵庫県公立大学法人評価委員会 兵庫県のホームページ」
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/pa16/hyoukaiinkai.html>

項目 24：情報公開

各経営系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取組み

を実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

8-6：自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。（「学教法」第109条第1項）〔F群、L群〕

8-7：経営系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群、L群〕

8-8：固有の目的に即して、どのような特色ある情報公開を行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

8-6：自己点検・評価の結果の公表

本学および本専攻による自己点検・評価の結果は、すべてホームページに掲載して広く公表している。

8-7：ホームページや大学案内等を利用した情報公開

本学では、中期計画である「兵庫県立大学特色化プログラム（平成24年4月～平成31年3月）」の「Ⅲ自律的・効率的な管理運営体制の確立に関する目標を達成するためにとるべき措置」「3自己点検・評価及び情報の提供に関する措置」の一環として、「(2) 戦略的広報の展開と情報開示」を掲げ、次のように情報公開の重要性を強調している。制度的には兵庫県情報公開条例および兵庫県立大学情報公開条例施行規程に基づく情報公開の手続を定めているが、これは知る権利を保障する最低限の手段であり、戦略的で積極的な広報が求められている。

(2) 戦略的広報の展開と情報開示

大学のブランドイメージを浸透させるための戦略的広報を展開するため、広報の一元化やマスコミへの定期的な情報提供の機会を設ける等、情報発信力の強化を図る。

また、優秀な学生を確保するため、ホームページの充実等により、受験生への効果的なPRと知名度の向上に努める。

さらに、公共性を持つ法人として、透明性を確保するための情報開示に努め、説明責任を果たす。

本専攻は、上記の方針に基づき、ホームページの充実、パンフレットの配布、進学説明会の開催等の活動を進めている。特に入試広報では、進学説明会の参加者に対するアンケートの結果から、受験者の主な情報源がホームページであることを確認しており、ホームページの充実が最重要である。そこでは理念や理想を語り、本専攻の熱意を伝えるだけでなく、本専攻の現状を客観的に伝えられるように工夫している。たとえば、社会に対する本専攻の「約束」といえる「研究科の設置の趣旨等を記載した書類」や三つのポリシーを掲載するとともに、教員組織、入学試験の結果、授業料減免・奨学金の利用、修了者の進路については、実績を数値で示している。

また、平成23年度から進学説明会の参加者に対してアンケートを実施し、公開している情報がどれほど利用者のニーズを満たしているかを検証している。その結果、過年度の入学者の内訳の公開（平成23年度）、キャリアプラン別履修モデルの公開（平成25年度）を新規に行ってきた。

現在、本専攻のホームページの主な構成は、次のとおりである。

会計研究科のホームページ

研究科紹介

研究科長挨拶

概要（会計研究科の概要、会計研究科設置の趣旨）

人材育成（人材育成のターゲット）

自己点検・評価（分野別認証評価、自己点検・評価報告書、大学機関別認証評価）

入学案内

アドミッション・ポリシー

一般入試（入学者選抜要項）

推薦入試（入学者選抜要項）

過年度の入試結果

進学説明会（開催要項）

問い合わせ先（学生募集要項の配布、個別の入学資格審査、受験における特別の配慮）

教育・カリキュラム

カリキュラムの特徴（カリキュラム・ポリシー、充実した学習支援、職業倫理の重視、リーダーの育成、バランスのとれた授業科目）

科目体系（授業科目一覧、シラバス、キャリアプラン別履修モデル、教職課程）

少人数教育

履修および修了要件（履修登録単位数の上限、成績評価、ディプロマ・ポリシー、修了要件）

教員数（教員数、科目別の専任教員数）

教員紹介

教育環境（会計研究棟、図書館、会計・経営研究資料室、ユニバーサル施設情報、ハラスメントへの対策）

学生生活

学費および経済的支援（入学料および授業料、授業料免除制度、奨学金制度）

キャリアサポート（キャリアセンター、公認会計士キャリアセミナー）

修了生の進路（修了生の主な進路、公認会計士試験の結果）

ホームカミングデイ（連絡先通知のお願い）

同窓会（淡水会、兵庫県立大学学友会）

各種証明書の発行

在校生の声・卒業生の声

アクセス・問い合わせ先

アクセス問い合わせ

その他

阪本安一先生記念基金

教員公募

更新履歴

8-8：特色ある情報公開

専門職大学院は、学校教育法第99条第2項および専門職大学院設置基準第2条に規定されるように、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」のであるから、この目的をどの程度達成しているのかについて第三者が判断できる情報を公開することが最も重要である。本専攻は、修了時の進路に加えて、その後のキャリアについても把握に努め、最新の情報を本専攻のパンフレットやホームページに公表している（評価の視点 2-32 参照）。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-3：「会計研究科パンフレット（平成26年度）」
- ・添付資料 1-4：「会計研究科の紹介 兵庫県立大学パンフレット（平成26年度）（39頁抜粋）」
- ・添付資料 8-4：「兵庫県情報公開条例」
- ・添付資料 8-5：「兵庫県立大学情報公開条例施行規程」
- ・添付資料 8-6：「会計研究科の広報活動に関するアンケート（様式）」
- ・「本専攻の情報公開 本専攻のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/>
- ・「本専攻の紹介 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/academics/graduate/kaikei/index.html>
- ・「自己点検・評価報告書 本専攻のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/hyouka.html>
- ・「兵庫県立大学中期目標・中期計画 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/outline/houjin/middle.html>

【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

ホームページの情報発信力を一層高める必要がある。社会で活躍する修了生の現況や、所属機関の評価など、本専攻の魅力をアピールできる情報を充実したいと考えている。

（2）改善のためのプラン

すでに修了生等への依頼を始めており、了解のとれたものから順次ホームページに掲載していく予定である。

終章

(1) 自己点検・評価を振り返って

本専攻は、社会のニーズを反映した教育目的に基づき人材育成のターゲットを明確にした上で、理論教育と実務教育の架橋を図り、かつ、系統的・段階的履修を可能とするカリキュラムを編成している。また、履修登録できる単位数に上限を設けたり、公正かつ厳格に成績評価を行ったりと、単位制度の実質化に配慮を払い、質の高い教育を行っている。加えて、少人数で行う演習形式の授業科目が充実しており、これに対する修了生の満足度も高い。それに加えて、学生生活に関する支援、キャリア支援、学習環境の整備等についても、一定の成果をあげている。これらのことから、本専攻は、「会計修士（専門職）」の学位に相応しい教育を行っていると自負している。

しかしながら、学生の受け入れについては、現在、定員割れの状況にある。平成23年度まで入学定員と入学者数はほぼ一致していたが、平成26年度は大幅な受験者・入学者の減少という事態になった。その背景には、監査法人への就職難、次いで公認会計士試験合格者の減少、そして受験者の減少がある。現在は逆に売り手市場の様相を呈しているが、公認会計士試験受験者の急増は期待できそうにない。仮に公認会計士試験受験者が増えたとしても、本専攻の受験者の増加に直結するかどうかは別問題である。ここに本専攻が直面する唯一にして最大の課題がある。

(2) 今後の改善方策、計画等について

いかに質の高い教育を行っていたとしても、それを受ける学生がいなければ、そこから成果はあがらない。とはいえ入学者を急増させる特効薬はないのが実情である。したがって、すでに述べたことを着実に実施するほかないのであるが、もともと本専攻は公認会計士の養成に特化するのではなく、社会の幅広いニーズに応じて様々な場で活躍する会計専門職業人を育成することを特色としていることから、資格試験制度に依存しない大学院づくりを目指していく。

本専攻の修了者の進路状況を見ると、監査法人、税理士法人、税理士事務所のほか、民間部門（企業その他の法人）や公的部門（国税専門官、地方自治体、独立行政法人など）でキャリアを歩んでいることが分かっている。民間企業においても、多くの者が専門性の高さを買われて、経理社員として採用されている。この点で学部卒業生とは顕著な相違がある。言い換えれば、専門職大学院の存在意義は、学部卒業生とは異質な人材を育成するところにある。このことが、今回の自己点検・評価を通じて再認識された。

最後に、本専攻の教育目的を達成し、それを通じて社会に貢献するために、一層の教育の充実を図るよう、教職員一同、新たな決意をもって鋭意努力していく所存である。